

りしていないと気が済まない、また国内の選挙が大変厳格に行われている、そのような制度を外国人における日本人に適用できるだらうかということを考えるとなかなか手がつかなかつたということがあろうかと思います。しかし今回、多少それは犠牲にしても、ある意味では少しルーズにしてその面の犠牲に目をつぶつってこの制度を取り入れよう、こういうことかと思います。

そういう意味におきまして、戦後これだけたちまして日本人の考え方も変わつてきた、国際化してきた、あるいはゆとりができるてきた、こういうふうに思います。今大臣御指摘のようないろいろ難しい問題があるかと思いますのでなかなか具体的な見通しということはお答えにくいことだと思いますが、在外邦人の方々の期待も踏まえまして御努力いただきたいと希望しておきます。

次に、具体的な投票の方法に関するして、順次確認しておきたいと思います。

まず、投票方法として、在外公館に出向いて投票する公館投票と郵便投票の併用方式が採用されていますが、五十九年当時に提案された法案では公館投票のみとされていましたと承知いたしております。

そこで自治省にお伺いしますが、今回の法案においては郵便投票との併用方式とした理由は何か。選挙部長にお伺いします。

○政府委員(牧之内隆久君) 御指摘ございましたように、五十九年法案におきましては公館投票のみでございましたが、その後在外邦人の数が非常にふえまして、推定の対象者数は倍増するというような状況になつてまいりました。

これを公館投票のみで押し通しました場合は、例えばニューヨークのようくに七万人ほども在外邦人の方が住んでおられる、こういうところに短期間の選挙期間に一挙に邦人の方々が大量に押しかけられましても物理的、人的に対応が困難でありますし、またお見えになつた有権者の方々にもいろいろ支障を來すというおそれがある。それから、世界各国には、いわゆる治安上の問題から日本人

が大量に動くことについてその危険性が問題視されるような地域もある。

こういうことから、このような領事官の区域につきましては公館投票ではなくて郵便投票で対応してもらう方がいいであろうということで今回郵便投票をあわせて行う方式を採用したところでございます。

○松村龍二君 対象者の数もかなり多くなつておりますし、選挙人の投票の便宜を図る観点からむしろ望ましいのではないかというふうに考えます。

○松村龍二君 切に対応いたしたいと考えております。
が、在外公館で投票がなされた投票用紙は安全かつ確実に国内へ届けられることがとりわけ重要であります。が、選挙運動期間も衆議院選挙で十二日、参議院で十七日と短くなつてきております。
公館から国内へはどのような送致方法を具体的に検討されているのか、外務省にお伺いします。

○説明員(内藤昌平君) 私どもは、外交公文書を外交行のう、あるいはパウチとも称しますが、で通常東京に送つております。投票用紙もこれに入

と、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランス、パリ、その他バンコクなんかも入ると思いますが、そういうところでは領事館へ行つて投票するのかなというようなことが初めにびんとイメージとして出るわけですが、ニューヨークでは領事館に行く人は一人もいないで、在外選挙人名簿の登録を申請するときは領事館に行くけれどもその後投票は郵便である、こういうふうにこの制度がなったと思うわけでございますが、郵便投票とすべき基準としておおむねどの程度の邦人人数を想定しているのか、お伺いします。

次に、在外公館での投票は原則として選挙期日の五日前までとされています。いわば国内での不在者投票のような事前投票であります。技術的な詳細につきましてはこれから検討されるかもしれません、投票済みの投票用紙が選挙期日に確実に所定の市町村に到着しなければ、せっかくの投票もむだになってしまいます。国内では郵便が二日ほどで届くというふうには思いますが、それでも、世界は広いわけでありますし、いろいろ先進的な国または交通の不便なところ等もある。この点について果たして大丈夫だらうかと危惧するものであります。見解を伺います。

○政府委員(牧之内隆君) 投票用紙は投票時間の終了までに各投票所に到着をしていかなければならぬわけですが、公館投票の場合でござりますと、公館で投票していくいたものを外交パウチで国内に送りまして、それからまたそれを市の市町村に再送するという手続が必要でございますので、その郵送期間に通常五、六日かかるところが多いということで、原則として選挙期日の五日前までに投票は行ってもらうというような仕組みにしているわけでござります。

ただ、世界の地域によりましてはその五日でも間に合わないところがござりますので、そういうところにつきましては公館ごとに実情を確認いたしまして、六日前あるいは七日前という形で期限の繰り上げを行いまして、市町村までの送付が間に合わないというような事態を招かないよう適切に組み込んでいるわけでござります。

○松村龍二君 外交行のうといいましても、要は航空機に搭載して送致するものでしようから、通常の場合は定期便が決まっているのではないでしようか。そういうものだけで確実に間に合うのでしょうか。選挙の期間については必要に応じてパウチの取り扱い回数をふやすなり臨機応変の対応ができるようなシステムを十分検討する必要があるのではないかでしようか。この点につきましての御所見をお務省にお伺いします。

○説明員(内藤昌平君) 御指摘のとおりでござります。したがいまして、私どもも臨時便を検討したいと思っております。

○松村龍二君 海外の有権者からの国政に対する意思が認められた貴重な一票であるという基本に立ち返つて、今後ともさらに十分検討するようお願いしております。

次に、郵便投票についてであります。郵便投票の対象者として、政府案の当初の考え方としておられ公館投票として対応ができないようなニューヨークなどは郵便投票を予定していたと承知しておりますが、郵便投票とすべき基準としておおむねどの程度の邦人数を想定しているのか、お伺いします。

私たちも日本の選挙制度になれた者からします

○説明員(内藤昌平君) 一つの管轄区域内で在留邦人が極めて多い場合に郵便投票が導入された次第は、先ほど自治省からも御説明申し上げたとおりでございます。

さて、その郵便投票に該当する在留邦人の人口の切れ目でございますが、私どもしましては、国内の類似の投票形態、これが不在者投票という形で行われておりますので、この例を参考にして、在留邦人数一万人が基準になろうかと考えております。

○松村龍二君 そのような公館でありましても、現実の登録者数がかなり少なかつたという場合には、在外公館としても事務処理上の対応が困難とは言えないのではないかというふうに思います。そうした場合には、一度政令を決めたらニューヨークは未來永劫もう郵便ということではなくて、公館投票を行う公館として柔軟に見直し、今後対応することになるのか、お伺いします。

○説明員(内藤昌平君) 先生御指摘のとおり、この在外投票というのは日本国にとって初めての経験でござりますし、もちろん私ども外務省、在外公館にとっても初めての事務ということでござります。したがいまして、今までのいろいろな経験に基づいてこの郵便投票が導入されたわけでございます。今後、実際に選挙が行われる経験を踏まえ、仮に今までの予測された水準よりかなり少ないといたった状況が続くことが明らかとなつた場合には、御指摘のような見直しを行ふ必要も出てくる

ることがあるうかと考えております。
○松村龍二君 自治大臣にお伺いしますが、有権者の投票の便宜などを考えれば、在外公館から遠隔な地域に住んでおられる方々についても郵便投票の対象とすべきと考えますが、自治大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(上杉光弘君) 郵便投票ができる者との範囲といたしましては、基本的には、管轄邦人などが多く公館投票を行うことが困難な在外公館や、治安上の要請から公館投票を行うことが困難な在外公館区域内に住所を有する有権者等を予定しておりますところでございます。この件につきましては各党間で御論議がなされまして、衆議院におきましては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権を行使することができるよう附帯決議が付されておりまして、これを踏まえた内容となるよう自治省、外務省の両省で十分検討してまいらなければならぬ、このように考えております。

○松村龍二君 既にお答えいただいたような気もしますが、郵便投票の対象は具体的には政省令で決められることとなるわけであります。しかし、ただいま申し上げました公館から遠隔な地域と一口に言つてみましても、例えばブラジルのような地域とヨーロッパの都市部の遠隔の地域、おのずから特性が違うわけであります。交通の便、その交通の費用、車で二時間とかいろんな基準があるうかと思います。また、ある意味ではそういう機会にせひ領事館まで出かけていて投票したい、遠隔の地であっても投票したいというような地域もあるかもしれません。考え方の基本といたしましては、私は、地域間の公平やバランスを心配するのではなく、むしろその地域におられる邦人の方々が現に投票できるのかどうかという視点を重視して遠隔地を確定すべきではないかと考えます。自治大臣の御所見があれば伺っておきたいと思います。

○國務大臣(上杉光弘君) 在外公館の所在地から遠隔地にあるために郵便投票の対象となる地域の確定につきましては、個々の在外公館ごとに線引きをしてもらうことになろうかと、こう思つておるわけでございます。世界各国の交通事情やまたお困りもございますし、国土が非常に広いとか狭いとかいろいろな地勢的なものとか極めて多岐多様にわたつておるわけでございまして、御指摘のように選挙人の投票の便宜をいかに図るかというのが基本でございますから、そういうものを十分踏まえた上で外務省と協議をいたしましてあくまで選挙人の投票の便宜を図つていく、この基本原則に立つて十分検討してまいりたいと考えております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。

また、先ほどお話をございましたが、在外公館においては現実には治安上の問題から投票の取り扱いができないような公館、ちょうど昨日が四月二十二日での事件が解決した一周年になるようあります。また、この前のベルーの不幸な事件を思ひ起こしますと、天皇誕生日ということで多数の方が夜集まつた、日本においては何ら問題のないことがテロのつけ目になつた。投票日ということで本当にたくさんの方人が大使館といいましょうか領事館の門をあけて、ぞろぞろといいましょうかたくさん集まるということが治安上危ないというような国もあるうかと思ひます。

在外邦人の安全保護を考えれば、治安上の問題も当然考慮しながら郵便投票の対象とするか公館投票とするか検討されなければならないと思います。一般的にその国が治安上非常に危険なのかなうかの判定のための明確な基準といったものはなす。一方で、その国の対応がどうかといつたものはないかも知れませんが、いずれにせよ、外務省において治安上の問題についても的確に把握して郵便投票地城が検討されるべきではないかと考えます。

○松村龍二君 郵便投票に関連いたしまして、短い選挙運動期間でもありますし、郵便投票の投票用紙はできる限り早く受け取ることができるように事前請求も認めるべきではないかと考えます。あらかじめ選挙の期日がわからない衆議院の総選挙はともかくいたしまして、少なくとも任期満了選挙である参議院通常選挙については、具体的にいつごろから投票用紙の交付を予定しているのかお伺いします。

○政府委員(牧之内隆久君) 郵便投票の場合は、これがとも関連いたしまして選挙部長にお伺いしますが、例えれば、公館投票を予定していた公館で、その国の治安状況が選挙直前にあって悪化し

たような場合、公館投票は繰り延べることになるのでしょうか。治安の悪化は長期化するおそれもありますし、比例選挙の開票結果が確定しないこともありますし、もしくは選挙の開票結果が確定しないこともあります。世界各國の交通事情やまたお困りもございますし、国土が非常に広いとか狭いとかいろいろな地勢的なものとか極めて多岐多様にわたつておるわけでございまして、御指摘のように選挙人の投票の便宜をいかに図るかというのが基本でございますから、そういうものを十分踏まえた上で外務省と協議をいたしましてあくまで選挙人の投票の便宜を図つていく、この基本原則に立つて十分検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(牧之内隆久君) 公館投票とされた区域で、例えば大使館の占拠でありますとかあるいは大きな風水害等が選挙直前に起こりましたときには、公館での投票を行わないということになりますが、制度上その取り扱いについてお伺いします。

○國務大臣(上杉光弘君) 在外公館の所在地から遠隔地にあるために郵便投票は繰り延べることになるのでしょうか。治安の悪化は長期化するおそれもありますし、比例選挙の開票結果が確定しないことがありますし、もしくは選挙の開票結果が確定しないことがあります。世界各國の交通事情やまたお困りもございますし、国土が非常に広いとか狭いとかいろいろな地勢的なものとか極めて多岐多様にわたつておるわけでございまして、御指摘のように選挙人の投票の便宜をいかに図るかというのが基本でございますから、そういうものを十分踏まえた上で外務省と協議をいたしましてあくまで選挙人の投票の便宜を図つていく、この基本原則に立つて十分検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(牧之内隆久君) 公館投票とされた区域で、例えば大使館の占拠でありますとかあるいは大きな風水害等が選挙直前に起こりましたときには、公館での投票がもう不可能だというような事態になりますが、制度上その取り扱いについてお伺いします。

○松村龍二君 このよう我在外選挙におきましては、まだ外務省と協議中でございますので、最終的な結論を得ておりません。

ただ、いずれにいたしましても、そのような場合にこれを繰り延べ投票できる、時間をおくらせて、あるいは数日たつてからということがありますと、そういう事態が長期間に及ぶおそれもあります。また、ある公館の投票は、これは全国の市町村にくまなくといいますか多くの市町村にその投票用紙を送付していかなければならないわけになります。また、ある公館の投票は、これは全国の市町村にくまなくといいますか多くの市町村にその投票用紙を送付していかなければならないわけになりますので、投票結果がそれまで確定しないということは避けなきやならないということです。今御指摘のような事態が生じまして公館で投票を行わないということになりましたときは、改めて投票することはもうしないという仕組みにいたしておりますところでございます。

○松村龍二君 郵便投票がかなり幅広く認められることになりますと、国内の選挙人で実質的に選挙権の行使が困難である寝たきり老人の方々などにも同様に郵便投票を認めるべきではないかということが論理上あります。また、ある公館の投票は、これは全国の市町村にくまなくといいますか多くの市町村にその投票用紙を送付していかなければならないわけになりますので、投票結果がそれまで確定しないということは避けなきやならないということです。今御指摘のような事態が生じまして公館で投票を行わないということになりましたときは、改めて投票することはもうしないという仕組みにいたしておりますところでございます。

○政府委員(牧之内隆久君) 国内での郵便投票につきましては、御案内のように、かつては幅広く認められていましたが、昭和二十六年の統一地方選挙におきまして不正が非常に多く出まして、あるいは数日たつてからということがありますと、そういう事態が長期間に及ぶおそれもあります。また、ある公館の投票は、これは全国の市町村にくまなくといいますか多くの市町村にその投票用紙を送付していかなければならないわけになりますので、投票結果がそれまで確定しないということは避けなきやならないということです。今御指摘のような事態が生じまして公館で投票を行わないということになりましたときは、改めて投票することはもうしないという仕組みにいたしておりますところでございます。

○松村龍二君 このよう我在外選挙におきまして郵便投票がかなり幅広く認められることになりますと、国内の選挙人で実質的に選挙権の行使が困難である寝たきり老人の方々などにも同様に郵便投票を認めるべきではないかということが論理上あります。また、ある公館の投票は、これは全国の市町村にくまなくといいますか多くの市町村にその投票用紙を送付していかなければならないわけになりますので、投票結果がそれまで確定しないということは避けなきやならないということです。今御指摘のような事態が生じまして公館で投票を行わないということになりましたときは、改めて投票することはもうしないという仕組みにいたしておりますところでございます。

○政府委員(牧之内隆久君) 在外邦人の安全保護を考えれば、治安上の問題も当然考慮しながら郵便投票の対象とするか公館投票とするか検討されなければならないと思います。一方で、その国の対応がどうかといつたものはないかも知れませんが、いずれにせよ、外務省において治安上の問題についても的確に把握して郵便投票地城が検討されるべきではないかと考えます。

○政府委員(牧之内隆久君) 郵便投票の場合は、投票用紙を請求してそれをもらって、それから投

寝たきり老人の状況というものに対して全国的に

公平に均一の取り扱いが可能かどうか、そしてまた公的な証明というものをどういう手続でやり得るのかというような点でいろいろ検討課題が多うございます。なお検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○松村龍二君 同様に実質的に投票が困難である方々といいたしまして、長らく航海に出でおられる船員の方々からも洋上で投票ができるようについて強い要望がなされております。

最近はハイテクの時代でありますので、ファクスあるいはパソコンのインターネット等いろいろな最新の電子機器を利用いたしまして実現が可能ではないかといった強い要望が寄せられているというふうに承知しておりますが、この海上投票の実現に向けて十分検討を進める必要があると考えますが、この点についてはどのようにお考えか、自治大臣にお伺いします。

○国務大臣(上杉光弘君) この件につきましてはたびたび私、直接陳情もございましたが、船員の方々につきましては、その就業形態が特別であることから特例的な不在者投票制度が設けられておりますが、外洋を航行中である場合には不在者投票の送致が難しいといった問題もあるわけでござります。では長期外洋航路の船員の方々の船からどうして送るかという問題がある、こういうこととであります。

この問題につきましては、これまでも法制面あるいは実態面等から検討を重ねてこられたところでございまして、昨年には運用面の改善として、具体的に選挙の日程が定まつていなくとも指定船舶における不在者投票のための投票用紙を交付できる扱いとして、既に参議院議員の通常選挙の指定船用の投票用紙等を昨年度中に交付した例もあることはもう御承知のとおりでございます。また、昨年十一月にはシールドファクスによる模擬投票の実験等も行われた、このように承知をいたしておるわけでございまして、これらもその実績を十分勉強させていただいておるところでござります。

います。

ただ、ファクスは基本的にはコピーの性格を有しておりますわけでございまして、投票用紙公給主義の関係をどう考えるのか、果たしてそれが本人のものであるかどうかの確認をどうするのか、またのうものが十分守られるのか、確保されるのかといふ問題がある、こういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、貴重な国民の選挙権の行使にかかる極めて重要な問題でございますので、今後ともさまざま角度から、またいろいろな御意見もいただきおるところでございますが、引き続き検討をいたしたいと考えております。

○松村龍二君 先ほどもP.R.の問題について決意があつたわけでございますが、在外選挙という定期的な制度が実現することとしましても、この制度の内容等が広く海外の数多くの邦人の方々にわかりやすく周知され十分理解していただきませんと、現実に在外選挙人名簿へ登録申請することも見過ごされてしまうか、あるいはちゅうちょすることになるのではないかと危惧するところであります。

先ほどお話しいたしましたニューヨーク、ロサンゼルス等の日本企業の出先といったような方がおられるでしょうし、学生が留学しているのが多い、あるいは永住者が多いような国、いろんな国があろうかと思います。このP.R.の問題もなかなか難しかったと思いますが、極めて重要であると思ひます。

す。

そのため、まず自治省におきまして在外選挙制度に関するパンフレット等の啓発素材を作成いたしまして、これを在外公館に送付し、在外公館におきましては現地の日本人会等も活用しながら在留邦人の方々に周知していただくということを考えております。また、国内におきましては、市町村の選挙管理委員会を通じまして国民の皆さんに周知をいたしますし、さらには、新しく国外に出られる方々につきましては都道府県の旅券発行窓口などで周知を図つていくというふうに考えております。

また、現実の選挙になりました場合は、選挙期日あるいは比例代表の名簿届け出政党の名称等を有権者の方々にお知らせしていくことが重要でございます。

国外でございますのでいろいろ制約はあるわけですが、これらにつきましては、私どもがございますが、これらにつきましては、私どもが周知を図つていただくということを考えております。またインターネットの活用、これからまた新しい情報伝達手段もいろいろ出てくると思ひますが、そういうものも勉強しながら多角的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○松村龍二君 日本は出おくれたわけでありますのが、それだけに慎重な審議の結果この制度を発足させるわけであります。ただいまお話を伺つておられますけれども、本当にいろいろな面から外務省、自衛省とも、また今後は各地方公共団体の選挙管理委員会とも十分な連携・連絡をしてしっかりと組んでいただけるという確信を持つわけでありましますが、本制度の実現に向けまして自治大臣の決意を最後にお伺いします。

ございます。

大変意義あることと考えておるわけでございまして、ぜひとも今国会においてその実現を図ります。委員各位の御理解はもとより、この法案について十分御審議を賜りまして御協力いただき、ぜひ海外在住者の選挙権の行使に向けて第一歩を踏み出させていただきたいと考えております。

○松村龍二君 どうもありがとうございました。時間がありますが、これで終わります。

○朝日俊弘君 民主党的朝日でございます。私は、冒頭に、ただいま議題となっております公職選挙法の一部を改正する法律案の審議を始めに当たつて、今回の改正の意味するところについて大臣の基本的な認識を幾つかお伺いしたいといたします。

先ほど来お話をありますように、今回、海外在住者の皆さん非常に切実な願いであつた在外投票制度を新たにつくるという法律案が今ようやく実現しようとしているわけであります。私自身も、その内容につきましては不十分な点があることは承知つつも、これまでよりもより一步踏み込んだ新たな制度をつくろう、こういうことでござりますから率直に評価をしたい、こんなふうに思つております。

ただ、振り返つてみれば、もう少しこの問題は早く解決され得るべくではなかつたのかといふ思いがしてなりません。改めてこの間の経過を振り返つてみましたら、衆議院の方での百四十回国会以降のさまざまな審議の前に、我が院において、大変な御苦労をなされた多くの同僚議員からの問題提起がなされました。その意味で、改めて諸先輩のこれまでの御努力に心から敬意を表したいと思います。

さて、こうした新しい制度をつくることについて、大臣の基本的な御認識なり感想なりをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(上杉光弘君) 先ほどもお答えをいたしましたが、近年の国際化の進展に伴いましてさ

さまざまな分野での国際交流というものが活発に行なわれておるわけでございまして、我が国においても国際化の波というものは肌身に伝わるほど盛んになつておるわけでござります。

はないかというふうに実は考えております。
つまり、どうしても選挙制度といいますと
密にというか厳格にというか公正にというか
このところにこだわればこだわるほど制度と

はかたくなるわけです。そういう意味で、我が選挙制度そのものの持つてゐる、あるいは内している思想にそもそも問題点があつたのでないか、そのためにここまでさまざま理由がありましにせど、又り且みが進歩べきなり

（司馬文正公集）大臣はこの点、どんなふうにお考へでしようか
（司馬文正公集）ムは、二三は至當（二

あるいは技術的にも十分な検討が必要であつたという点が多くあつた、このように御理解をいただきたいと思ひます。

したがいまして、終戦と同時に、これらの問題は等の検討を行う必要があるので時間がかかるのではないか。私は、昨年の九月十一日に大臣に就任いたしましたが、そのような報告を受けておるところです。

におけるさまざまな協議の経緯を踏まえ、外務省等との協議の上、在外選挙法案を取りまとめた次第でございまして、昨年の通常国会に提出いたしましたものでございますが、かなりの日時を要したことは事実でございまして、このような経過と、また真重にこれらを扱つてきました、検討してきました、この

は私も承知しているわけですが、私は、今回の改正、海外在住者の皆さんが投票できるよう仕組みをつくろうという問題は、日本の選挙制度

が持つて いるかたい構造を一步打ち破るという意

味で非常に評価すべき点があると思うんです。翻ってみますと、まだまだ、そういう日本の選挙制度の中でもっと広く投票権行使できるよう緩やかな仕組みに変えていく必要があるのではなかいか、その問題の一つであるといふに認識しております。ですから、そういう意味では、我が国の選挙制度そのものの持つてあるかたさといふところをもう少し基本的に変えていこうというう

○國務大臣(上杉光弘君) 選挙運動は、候補者の
ことが大変重要だと、そういう意味であえて大臣にお考えをお尋ねしたわけであります。
我が国の現在の選挙制度について、ある人は、
あれをしぢやいかな、これをしぢやいかぬと
う、そういう意味では何々するべからずというべ
からず選挙だと指摘されている方もありますし、
また、そもそも選挙運動の期間が短過ぎるので
ないかといふことも指摘されております。ずっと
問題をさかのぼってみると、そもそも大正時代
に普通選挙制度を導入した当時の発想あるいは粹
組みから今日なおまだ抜け切れていない点が残つ
ているんじやないかという気がしてなりません。
もちろんそんはずはいつても、私も選挙を行うに當
たつて一定の規制とかルールが必要であることは
認めますし、そのことによって公正な選挙の実施
ということが必要であることは承知しております
す。しかし、余りに厳止にあるのは余りに過度に
規制をかけるということは選挙制度そのものの硬
直化をもたらして、その結果、本来の目的であ
る、つまりできるだけ多くの国民の皆さんに選挙
権を使用していただきたいという目的を阻害する要因
にもなりかねないわけであります。
一方、先ほど来も議論がありましたように、既
に国際的にはこういう在外選挙の投票の問題ある
いは郵便投票の問題を含めてかなり緩やかな制度
が採用されてきている。それから見ると、我が國
の現行制度は国際的に見ても異質な面を残してい
る。今国際的にさまざま分野で制度を調和させ
るハーモナイゼーションということが強調されて
きているわけですが、そのような観点からも、我
が国の選挙にかかるる諸規制について、これを機
会に今後さらに思い切って緩和していくあるいは
自由化をしていく、そして選挙制度そのものを
もっとやわらかい、ソフトな形に持っていくとい
うような作業に着手していくときに來ているので
はないかというふうに思いますが、この点、大臣
どのようにお考へでしようか。

政策や人物等を含めまして、有権者にだれを選択すべきか、どの党を選択すべきかという判断材料を与えるものでござります。

その点からいたしまして、御指摘のとおり、現行の公職選挙法におきましては選舉運動等についての一定の規制が設けられておる。私、國家公安委員長も兼ねておりますから、何もできない、演説しかできないなどというまことに厳しい立場に立つて、委員御指摘のようなつらい思いというか、苦しい思いというか、そういうことをいたしております。

るよう、その観点からすればできるだけ自由化すべきだ、ソフト化すべきだと、こういうことでございますが、しかし無制限な自由を認めると、今度は財力や権力等によって選挙がゆがめられるおそれがある。こういう意味で、選挙の公平公正を確保するには選挙運動に一定のルールを設けることが必要であるとの現行法の中で、この規制がこのような観点からなされており、また、各党会派の御論議を踏まえて、今日のものとして積み上げられておる、こう思つわけでございます。

一口で言つては、民主主義の成美度のへんつとしゃうか、それとともにこれらのこととは当然考えて今後取り組んでいかれるべきものではないか、このように私は考えておるわけでござります。

選挙運動はある意味では選挙の土俵づくりでもございまますから、さまざま御意見があることとも承知をいたしておるわけでございまして、選挙運動にかかる公職選挙法の問題につきましては、まずは各党会派におきまして十分御論議いただきまして、方向づけをしていただきたいと考えております。

のようになっていくかということとも関連する話だと思いますが、ぜひ国側ももう少しよりソフトな制度へ向けて、その点検の作業を着実に進めていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

次に、先ほど松村委員とのやりとりにもあったた問題について改めて私からもお尋ねしたいと思います。

それは、今回の改正で、先日の参考人の皆さんからも御意見をいただきましたけれども、対象とする選挙を当分の間比例代表選挙に限るという点であります。

この当分の間比例代表選挙に限ることについて、既に大臣はさまざまな理由を挙げてまずは比例選挙からやりたい、こういうお話をされる述べられているんですが、いろいろお聞きしましても、例えば候補者個人の氏名とか具体的な政見の中身を周知徹底するのにはなかなか大変だとかいうような理由を挙げておられます。どうもその挙げておられる理由というのを説得力に乏しいと私は思うんです。

つまり、政党についても当然さまざまな情報提供はしなきゃいけないわけだし、周知徹底もしなきゃいけない。同様に、候補者個人についても、今これだけ国際的な情報化社会を迎えて、少なくとも御自身が知りたいという意思さえ持つていれば、それらの情報を世界どこに住んでいても十分に入手できることが可能なシステムになってきていると思うんです。そうすると、今まで大臣が当分の間比例代表選挙に限つてというふうに言われている理由というか根拠もどうも説得力に乏しい、少なくとも私自身はなかなか納得できないというふうに感じています。

改めて、なぜ当分の間比例代表選挙に限るといふにせざるを得ないのか。仮にとりあえず比例代表選挙から出発せざるを得ないとしても、当選挙といふのは比例代表選挙と選挙区選挙がついても在外選挙の対象とする実施時期について

て、先ほどのやりとりでは、現時点でいつだといふことにはならないというよくなお答えをいたただいたんですが、もう一歩踏み込んで、より明確に大臣の決意を含めて考え方をお示しいただけないだろうか。

おるのか、これはヨーロッパでありますとかアメリカでありますとか、あるいは发展途上国でありますとか、それぞれの国の対応というものも見守つてまいりたい。また、その経験を踏まえた後にして、ぜひ衆参の選挙区選舉、やらないとは申してお

私は、この点があるから、つい先日の参考人の意見聴取のときにも、今回の改正は半歩前進だというふうに申し上げた。あと半歩足りないから半歩前進だということを申し上げた。ぜひ改めて、なぜ当分の間比例代表選挙に限るというふうにされているのか。そしてとりあえず比例代表選挙が実施時期について、もう一步大臣の決意を含めて明確にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(上杉光弘君) 御承知のように、選挙区選挙は立候補の締め切りをした後、候補者が確定されて選挙公報が印刷され各家庭に国内では配布されるわけでございます。ところが、海外までこれを送りまして各家庭にというのは極めて不可能なことでございまして、選挙してもらう側に立ちますと、国内と国外の差が出てくることは必然でございます。また、その事務も膨大なものになります。そこでございます。

ところが、政党名を書く比例選挙は、政党といふのは、今日のよう日まぐるしく変われば別でございますが、ある程度その政治姿勢あるいは基本的な政策、これはもう既に国内であろうとも国外であろうとも情報というものが伝わつておるわけでございまして、選挙候補者が確定する選挙区のものとはおのずとそこには違うものがあるのではないか、私はそのような認識を持つておるわけでございます。

したがいまして、初めてのことでもござりますし、海外投票という画期的な第一歩でもございませんから、間違いない選挙体制、事務体制も含めますから、在外公館等の選挙事務の体制がどうなつて

○朝日俊弘君 どうもまだ御理解いただけないんです
ですが、一つだけもう一度お尋ねします。
つまり、私が気になっているのは、衆議院の附
帯決議の中で「可及的速やかに」というふうな表
現をされたそのことと、今の大蔵のお答えは何度
かの経験を踏まえて積み重ねてというふうにおっ
しゃる。何か後退しているように聞こえるんです
よ。何か何回かやらないとできないんだというふ
うにおっしゃっているように聞こえるんです。
衆議院でもたびたび私、御質問をいただきまし
た。また、衆議院におきましては、「衆議院小選
挙区選出議員選舉及び参議院選挙区選出議員選挙
について」は、本法による在外選挙の実施状況を踏
まえ、可及的速やかに在外選挙の対象とする措置
を講ずるものとする旨の附帯決議が付されてお
るわけでございまして、このことも十分踏まえま
して対応をさせていただきたい。
委員の御指摘の気持ちは私も一縦でございまし
て、ただ、先ほど申し上げましたように、選挙区
選挙は立候補の締め切りをいたしました後、候補
者が確定をして印刷に入る、その印刷したものを
国内と国外とに配布するということについてはお
のずと格差が出てくる。情報の伝達についても情
報提供についても格差がある、そのもとでの大切
な選挙権の行使についてはいかがなものかという
ことで、まず比例選挙からさせていただくことに
いたしましたことを御理解いただきたいと思います。

せつから衆議院で「可及的速やかに」という表現で附帯決議が付されている、そのことを踏まえてやるんだというふうにおっしゃっていることと、今答弁されていることとの間に何かやや後退した感じが否めないんですが、もう一度。

○国務大臣(上杉光弘君) 私、衆議院の議論でもただいま申し上げたようなことを申し上げまして、結果的に各党がこういう形で附帯決議を提出され、この対応があつた、こういうことでござい

ます。

「可及的速やかに」といいますと、日本語的にはもうあしたでもと、大体言葉的にはわかるんですが、これはいささかちょっと問題が、あしたにでもというわけにはまいらない。これは何度も経験をさせていただいて、在外公館の体制でありますとかあるいは選挙の実態がそれぞれの国でどうなつておるのか、そういうものも見きわめさせていただいて、そして無理のない形で選挙区選挙の選挙権の行使をしていただくようにという気持ちでございまして、この「可及的速やかに」という気持ちは十分重く受けとめて、慎重に対応をさせたいと考えております。

○朝日俊弘君 もうこれ以上さらに質問を重ねることをやめますが、ただ一点だけ指摘しておきた

いとと思うんです。

私は、国内で行われている選挙、例えば選挙公報の提供とかそういうことと同じようなことを海外でやろうというふうに考えたら、それはよほせん無理だと思うんです。例えば、先ほど議論があつた在外邦人の問題にしろ洋上投票せざるを得ない人にしろ、国内に居住している人たちと同じような形での情報提供をしようとするのは困難だと思います。ある意味では、私は国内においてその選挙公報を含めて何か隔々まで情報を提供しなきやいけないみたいな発想を、洋上にも在外にも求め過ぎているのじやないかという気がしてなりません。むしろ、そのことによって投票をしたいという人たちの権利に変にブレーキをかけているというか、ストップさせていている。そのところ

はぜひ、先ほど質問した趣旨でもあります、で附帯決議が付されている、そのことを踏まえてやるんだというふうにおっしゃっていることと、今答弁されていることとの間に何かやや後退した感じが否めないんですが、もう一度。

度への転換の作業に着手する必要があるというこ

とだけは特に私は強調しておきたいと思います。それでは、以上基本的な考え方を大臣からお伺いした上で、幾つかこれからは具体的な課題につ

いて、先ほどの松村委員からの質問とも若干ダブりますので、できるだけ重複を避けでお尋ねしたいと思います。

まず最初にお尋ねしたいのは、今回の制度改正

で新たな在外投票の制度の対象となる人たち、新たに今回投票のチャンスを与える人たちは、

ですが、先ほどのお話をすと在外邦人の数がおよそ七十六万人程度で、そのうち成人で選挙権を有している人たちが五十六万人程度であろうというふうに自治省の方が推計をされたんですが、この数字はどうやって出されているのか。その推計と

いうのはもうちよときちんと把握できないのか

でございまして、この「可及的速やかに」という

対象となる人たちについて、どういうふうに数字

を把握しておられてその数字の根拠は一体どこに

あるのかということを、まず外務省にお尋ねいた

いと存じます。

○説明員(内藤昌平君) 外務省では、毎年在外公

館を通じまして海外における在留邦人実態調査を行っております。

それによりますと、最新の統計では平成八年十

月現在で約七十六万人という数字が出ておりま

す。これに、先ほど自治省の方から御説明がありま

したがいまして、まずこの広報努力ということ

がござります。例えば、平成八年十月には、在留

届普及月間というような催しも行いました。その

中ではラジオ番組あるいは海外向け広報誌を使い

ました。また啓発広報活動を行っておりまし、現地在

外公館さらには都道府県の旅券交付窓口、これ

を通じて周知を図るように努めております。さら

に、この在外選挙の実施ということになります

と、選挙人名簿の登録、これはまさしく権利を行

使するためには邦人有権者おのおのが自発的に登録

されることが前提になつておりますので、これが

また結果としては在留届の励行にもつながるうか

と思つております。

○朝日俊弘君 わかりました。

では今度は、その在外邦人の実数をどうやつて

○説明員(内藤昌平君) 御指摘の在留届は旅券法に規定がござります。

その十六条によりますと、三ヵ月以上外国に居

住する者は、当該地域の領事官に届け出をしなけ

らうとする者は、当然日本を出国するときにそ

れまで居住していた市町村に住民票の転出届とい

うふうな形で出すんじやないかと思うんです。だ

から、市町村の側でそういう住民票の転出届を把

握していくべき在外邦人の実数把握にも一定程度参

考となるような数字が出てくるんじやないかと私

は思うんです。

○朝日俊弘君 どうなんでしょうか。これはあくまでも義務にはなつてゐるけれども、御本人がそういう意思を持って領事館に行かないところだと登録されないと、あくまでも一人一人の皆さんの協力というのが必要になつてくれる。

さて、そういう実態になつていることについて、外務省としてはどういうふうに受けとめておられるのか、今後何らかの対応策を考えたいと思つておられるのか、その点、さらにお尋ねしておきたいと思います。

○説明員(内藤昌平君) 私どもはこの在留届の励行が行われるようないいことは、かねてから問題意識は持つております。

○説明員(内藤昌平君) 私どもはこの在留届の励行が行われるようないいことは、かねてから問題意識は持つております。

したがいまして、まずこの広報努力ということ

がござります。例えば、平成八年十月には、在留

届普及月間というような催しも行いました。その

中ではラジオ番組あるいは海外向け広報誌を使い

ました。また啓発広報活動を行っておりまし、現地在

外公館さらには都道府県の旅券交付窓口、これ

を通じて周知を図るように努めております。さら

に、この在外選挙の実施ということになります

と、選挙人名簿の登録、これはまさしく権利を行

使するためには邦人有権者おのおのが自発的に登録

されることが前提になつておりますので、これが

また結果としては在留届の励行にもつながるうか

と思つております。

○朝日俊弘君 わかりました。

では今度は、その在外邦人の実数をどうやつて

把握するのかという問題と関連して自治省にちよつとお尋ねしたいんですけど、私が理解するところでは、海外に三ヵ月以上長期にわたつて在住しようとする者は、当然日本を出国するときにそ

れまで居住していた市町村に住民票の転出届とい

うふうな形で出すんじやないかと思うんです。だ

から、市町村の側でそういう住民票の転出届を把

握していくべき在外邦人の実数把握にも一定程度参

考となるような数字が出てくるんじやないかと私

は思うんです。

実際、海外に長期にわたつて在住するという旨を明らかにして住民票の転出届を出していかれてられるのか、今後何らかの対応策を考えたいと思つておられるのか、その点、さらにお尋ねしておきたいと思います。

○説明員(内藤昌平君) 私どもはこの在留届の励行が行われるようないいことは、かねてから問題意識は持つております。

したがいまして、まずこの広報努力ということ

がござります。例えば、平成八年十月には、在留

届普及月間というような催しも行いました。その

中ではラジオ番組あるいは海外向け広報誌を使い

ました。また啓発広報活動を行つておりますので、五年以上たれました方々の転出先を市町村長に届け出るということがあります。この届け出を受けました市町村長は、その者の住民票の消除事由欄に海外の移転先を記載いたしまして転出予定期に当該住民票を消除する、これを除票と呼んでおりますが、この消除されたものを五年間保存するということになつております。この届け出を受けました市町村長は、その者の住民票の消除事由欄に海外の移転先を記載いたしまして転出予定期に当該住民票を消除する、これを除票と呼んでおりますが、この消除されたものを五年間保存するということになつております。

○政府委員(牧之内隆久君) 国内から海外に長期に滞在をするという場合には、あらかじめその海外に滞在するときに、この住民票から把握することができるような人たちは一体どれぐらいいるんだろうか、実態はどの程度把握されているんだろうか、そして今の制度ではどの程度そういう数が把握できるんだろうか。現状をちょっとお聞かせいただ

きたいと思います。

○説明員(内藤昌平君) 私どもはこの在留届の励行が行われるようないいことは、かねてから問題意識は持つております。

したがいまして、まずこの広報努力ということ

がござります。例えば、平成八年十月には、在留

届普及月間というような催しも行いました。その

中ではラジオ番組あるいは海外向け広報誌を使い

ました。また啓発広報活動を行つておりますので、五年以上たれました方々の転出先を市町村長に届け出るということがあります。この届け出を受けました市町村長は、その者の住民票の消除事由欄に海外の移転先を記載いたしまして転出予定期に当該住民票を消除する、これを除票と呼んでおりますが、この消除されたものを五年間保存するということになつております。

○朝日俊弘君 そうすると、例えばこの一年間に何人ぐらい出られたかという数字はわかります。消除されたものを五年間保存するということになつております。

○朝日俊弘君 そうすると、例えばこの一年間に何人ぐらい出られたかという数字はわかります。

○説明員(内藤昌平君) そうすると、例えばこの一年間に何人ぐらい出られたかという数字はわかります。

○政府委員(牧之内隆久君) 仕組みの上からは御指摘のような数字を把握することは可能でございますが、統計上そのような数字は出しておりませ

○朝日俊弘君 そうしますと、先ほどの外務省の方のお話、また自治省のお話からいいますと、在外邦人の実数を把握するということは結構難しい作業なのかなというふうに思うわけです。

そこで、次にお尋ねしたいんですが、さてこれから新しい制度で在外邦人の皆さんに選挙権を行使していただこう、こういうことになります。そういうなりますと、その新しい制度を積極的に活用していましたが、あるいは積極的に参加していただくという意味で、当然いわゆる啓発活動を含めて外務省と自治省の両省がさまざまな面で協力をし合ってそういう活動を進めていくことが必要になると思いますが、この点について現時点では自治省なり外務省なりはどんなふうに取り組もうとされているのか、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(牧之内隆久君) 新しい選挙制度の周知などにつきまして、パンフレットの作成とかいわゆる広報資料の作成等、国内において行います業務、これは自治省が中心になつて行える、ただ内容等につきましてはまた外務省とも協議をしていきたい。ただ、現実にはそれを海外に送りましては、その仕事はやはり外務省さんに中心になつてお願いをせざるを得ない、そして外務省さんは現地の日本人会等も活用していただこうということになるだろう、というふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) 私ども、この点は自治省とも十分協力し合つて進めてまいりましたが、やはり啓発する材料は自治省の方でつくつて、さらには現地の在留邦人組織、商工会議所とか日本人会、そういう組織の協力も得まして、周知徹底、これについては我が在外公館を通じまして、作業をお願いしたいと思うんです。

そこで、先ほどもちょっと話題に上つておりますが、そういうさまざまなお情報提供手段の一つ

としてこの際インターネットなどを積極的に活用するという考え方ができるのかというふうに私は思っています。

先ほどの松村委員への御答弁では、いろいろ勉強しながら多角的にやつていきたいという御答弁だったんですが、例えば海外にて選挙権行使したい、投票に参加をしたいという人たちはそれなりに結構問題意識が高い方が多いと思うんで

す。この間参考人としておいでいただいた方も含めて、そういう感じがします。そうすると、そういう人たちのみずからでできるだけ情報を求める、そしてその場合に、外務省がやるのか自治省がやるのか、例えはインターネットでホームページをつくって、こういうことになつて、アクセスしていただければそういう方にはむしろ積極的に情報提供ができるというような方法をもう少し考

えるべきではないか。しかも、これは決して国外の問題だけじゃなくて国内においても十分活用していく余地があるんじゃないのか。

実は、やや手前みそになるんですが、私ども民主党はいち早く政党としてのホームページをつくりてやつておりますが、国内それから国外から

のアクセスが結構あるんですね。いろいろ厳しい御指摘もいただいたりしているわけで、こういう時代ですから、そういうことをもつと積極的に活用するという方向で検討できないのかと思つていいのですが、具体的な問題ですのでこれも自治省と外務省の両方にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(牧之内隆久君) 自治省でも既にホームページを開いておりまして、いろいろ制度改正等がありましたときはその都度内容を更新しております。この在外選挙制度も実現をいたしましたらその政党名等につきましては少なくともこのホームページに登載をしたいといふふうに考えております。

ただ、どこまでの内容をホームページに登載し

ていくかということにつきましては、選挙運動あるいは選挙運動の公営等、いろいろ複雑な問題がござりますので、現時点での内容までを、ここまでできるということを確定することはできま

せんが、できるだけ海外におられる有権者の方々の便宜供与になるように対応してまいりたいといふふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) 外務省でもホームページはインターネットに開設してございます。当初、私どもは外交活動そのものについて国民の皆様がそれを利用されることを予想しておったのでございますが、最近になりまして、例えは私どもが出ております「海外危険情報」、こういう海外における生活に関する実際的な情報に対するアクセスが極めて高くなつております。そういう意味で

は、この新しい在外選挙制度の広報、これについてはこのホームページも極めて有効な情報媒体ではないかと考えておりますので、制度の広報については大いに活用してまいりたいと思っております。

○朝日俊弘君 両省ともこういう新しい制度ができましたよ、それをぜひ活用してくださいというところはインターネットを通じて大いにやつていきたい。ただ、いざ具体的ないわゆる選挙にかかるて政黨なり候補者個人の情報をどこまでインターネットに載せることができるのかといふふうに思つてますが、私はむしろ、もう今各省がインターネットでホームページを持っているといふのは当たり前で、制度改正とかこういうことはどんどんやつていただきたいと思うんです。

私が特にお尋ねしたかったのは、まさしく今問題となつているその選挙にかかる具体的な、例えば公報に載せるような情報とかいうことについてもインターネットにどんどん載せられるようになりますが、私はむしろ、もう今各省が

問題は主題であります。きょうはこの問題とがつておるの

さまざまなお選挙にかかるる具体的な情報提供に踏み切るべきではないかというふうに思つていま

す。多分こうしたことなんだろうと思つてますね。ボスターが何枚でなきやいかぬとか、ビラが何枚でなきやいかぬとか、そういう規制があるから、それと比べるとインターネットをどうやって規制す

るんだという問題になるんだろうと思つてます。

私はそういう意味でも、もつともっと緩やかにと
いうか幅を広げるような形での検討作業が必要で
はないかという意味で、一つの課題であるとい
うことをぜひ指摘しておきたいというふうに思
います。

それでは最後に、ちょっと松村委員の質問とも重複しますので、「一つ二つ質問を飛ばしましてお尋ねをしたい」と思つます。

今回の改正案で、在外投票を行つ場合に、先ほど御説明もありましたように、基本的には在外公館における投票、つまり投票所における投票といふのを原則に置いて、その上で幾つかの政令で定める範囲の人たちについては郵便投票をいうお話を原則に置いて、その上で幾つかの政令で定める位置づけを考えたらいののか、ちょっとお尋ねしておきたいと思うんです。

従来の我が國の選挙制度は、投票は投票所で当日投票するというのがまず大原則であつて、例外として不在者投票という制度がある、従来この二本立てで国内の選挙はやつてきておられたんだと

いうふうに思います。そういう従来の制度と今回新しく入れる在外投票の制度といふのはどういう位置づけになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

その上で、在外投票を行う場合に、先ほどの話でいえば本人が居住している地域を管轄する領事館等で投票する、こういうことになるようです。

例えば、たまたまその人が出張していてその居住地以外の公館で投票できないかというような場合もあり得るんじやないかと思つますが、そんな場合にはどんなふうに対応されようとしておるの

か、あわせてお伺いしておきたいと思います。
○政府委員(牧之内隆久君) 今回設けます在外

投票制度は、これまでの国内におきます投票所における当日投票、その例外としての不在者投票、これらとは全く別の新たな制度であるという位置づけをいたしております。ただ、投票方法につきましては、公館投票でありますとかあるいは郵便投票といったたとえ、現行の不在者投票制度に類似した投票制度になつてゐるというふうに御理解をいただければと思います。

しまして在外選挙人名簿に登録をし、それで在外選挙人証を交付して、その在外選挙人証を使って投票していくだくということでございますが、公館投票の場合は、自分が経由をいたしました当該領事館でなくとも隣の管轄領事館、あるいはたまたま出席中であつてよその国の管轄領事館そこへ行って投票することも可能ということになりますし、また郵便投票区域で郵便投票が可能という方々も、公館投票を行つてある公館に出向きましてそこで公館投票をしていただくということとも可能ということで、できるだけ有権者の便宜に資したい、そういう仕組みにしたいということをございます。

○魚住裕一郎君 公明の魚住裕一郎でございます。

今回、海外在住者の投票制度を設けるといふものでございますが、私も民主主義の発展はこの投票、選挙権の拡大の歴史であつたというふうに思います。そういう意味からすれば、本来国民が基本的な権利として持つている選挙権が海外においても半分扉が開いたというような印象で、もちろん画期的ではありますけれども半分にしかすぎない、そんなふうに評価をしております。

一般、参考人においていたいた海外在住者投票制度の実現を目指す会のロス在住の方の、もちろん別な方ではございますけれども、いろいろ考慮をされておりました。昨年七月十五日付の羅府

新報と言ふんでしようか、ロサンゼルスの邦字新聞でござりますけれども、海外在住者投票制度の実現を目指す会副会長という方の寄稿が載せられております。この中で非常にその方の憂慮している点というのは二つありますて、一つが要するに帰国意思の問題、これを憂慮しております。もう一つが当分の間でありますけれども対象を比例に限定している、この二点について述べてあるわけでござります。

今、ずっと松村理事また朝日理事の質問がそういうところに集中したと私は思いますけれども、

この点について私も質問をさせていただきたいと
いうふうに思います。

ただ、本題に入る前に、今この海外在住の方
で、一般も参考人質疑に際して話が出ましたけれど
ども、実は裁判がなされている。中身を見ておりま
せんが、想像するに恐らく国家賠償請求事件で
あろうと思います。不當に国民の権利である選挙
権を害された、そういうことだらうと思います
が、現時点 この在外邦人の投票制度がまだない
時点において、いろんな技術的理由等を踏まえて
権利行使を認めていいというこの制度、やはり
憲法上大問題だなと私自身は考えておりますが、
この点についての評価をどのようにお考えな
ば、自台大臣並びに内閣法務司こ詮同ハをしたハ

○國務大臣(上杉光弘) 気持ちとしては私もそういう問題は起りり得ることかなと思つておりますが、ただ選挙権の行使というのは極めて民主主義の根幹にかかる選挙というものをとり行うものでござりますから、選挙をする側も選挙をしていただく者もできるだけこの条件というものをきちっと差のないよう平等な形にしていくといふのは当然の務めだと思つておるわけでござります。

比例選挙に限るという理由につきましては、先ほど申し上げましたように、海外の有権者に対する十二日ないし十七日間の限られた日程の中で選挙に対する情報を周知徹底する、特に個人の政治

姿勢とか政策でありますとか、あるいは人物でありますとか、そういうところまですべてをという

ことについては大変困難な状況にある、これが一つの判断として比例代表選舉に限るということにいたしたわけでございます。

お答えをたびたびいたしておりますように、この比例選挙は、そういう意味では政黨の政治姿勢あるいは政策というものについて、これは個人というものよりも、情報の発達したこの時代でございますから国内とそう差のない形で知られておる、また広報というものが国内とそう格差のない

状態で御理解をいただけるのではないか、こういうふうに判断されたわけでございます。このようないくつかの実施をいたしましてこのよな選挙情報の具体的な周知状況がどうなつておるのか、これは各國の実情というものを見きわめなきやなりませぬ。また在外公館の体制も、有権者の確定あるいは選挙事務等がどう取り進んでいくのか、こういふものを見きわめた上で、次の段階としての衆議院の小選挙区あるいは参議院の選挙区選挙の実施といふものの方向づけをいたしたい。もう率直に幾度もお答えしておりますとおりでございまして、このようないくつかの御理解をいただきたいたい。

区選挙について、問題がない、間違いのない選挙事務がとり行われ、また海外の有権者には選挙権の行使をしていただく条件整備というものをどうすべきか、こういう課題も含めて対応してまいりたいと考えております。ございます。

○政府委員(阪田雅裕君) 委員のお尋ねは、現行の公職選挙法でのよそ一切の国政選挙に在外邦人が参加していないという現状をどう評価するかということであったかだと思います。

現在の公選法では、在外に居住する邦人も選挙権は一応あることにはなっていますけれども、選挙人名簿に登録されようがない、その結果として選挙権行使する機会が与えられないといふ

ことで、結果的に見ますと事实上選挙権を有しないのと同じようなことになつておると云ふことで

あらうかと思ひます。
御案内のように憲法四十四条は、選挙権の付与につきましてただし書きで例示をしておりますようないわゆる不合理な差別を禁止しているといふことにかんがみますと、選挙権の行使の機会につきましても、ゆえなくこれを与えないということは許されないというのは当然のことであらうかと思つております。

他方、今、大臣の方からもお話をありましたよ

制限されてまいりましたのは、在外における選舉事務の執行体制、遠く離れているということもございますが、何と申しましても主権が及ばないわけですから、我が国の行政組織が存在しないといふようなことを中心にして、なかなか円滑にかつ公正な選挙を実施するという体制が国内と比べて十分に整っているとは言えないということであらうかと思います。そういう海外での投票を実施するということにつきまして公正にかつ混乱なく行うことについて十分な確信を得るに至らなかつたということによるものだというふうに聞いておりまして、そうだとすればかかる制限というのもまたやむを得ないものとして許容されるのではないのかというふうに考えて いるところであります。

○魚住裕一郎君 大臣は今、限定した理由を述べられましたけれども、もう一度、現行制度に対して裁判がなされるとおわるわけでございますけれども、この点についての評価をどう考えておられるかという点について再答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(上杉光弘君) 私、裁判のどういう形でどうかといふのは今、委員から初めてお聞きしましたことございますが、それらは裁判の経過等を踏まえて判断をされるべきものと考えております。

○魚住裕一郎君 要するに、国民の主権という大原則が、あつて、それを行ふ選挙権、これが不當に侵害されたという形で国家賠償請求が起つて、いるわけであります。今審議している制度じゃなくて、現行の在外の邦人には一切認めないと、うやり方自体が憲法違反だといふに問い合わせられているわけであつて、それに対する大臣の御所見はどうですかということです。

○國務大臣(上杉光弘君) 選挙制度と、いかか公認

これまで、先ほども経過を申し上げましたが、各當間の意向といふものがまとまらずに方向づけにならなかつた、こういうふうに私は理解をいたしておるところでござります。

○魚住裕一郎君 先ほど法制局の方から立法裁量の範囲内ではないかというお話をございましたが、事基本的人権にかかることでございまして、我々は立法府にいる人間としても最大限尊重するという行使ができるようにしていかなければならぬことはもう言うまでもないと思います。

ところで、海外の方から日弁連に対し、この投票制度に関して人権救済が申し立てられ、これに対して日本弁護士連合会では投票制度に関する調査報告書を出し、かつまた一九九六年五月一日には、衆議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・外務大臣・自治大臣あてに海外在住邦人の投票制度創設に関する要望書を出しております。

その調査報告書の中で、特にこういう記述があ

る自由を保障しているところ、海外在住の日本国民はこれらの自由を行使していると考えられるのであるから、これらの者に選挙権を否定することは、憲法上の自由の行使に対する不当な制限となりうる。したがつて、この点からも、海外在住の日本国民に選挙権を認めないことは相当でない。

こういう記述になつております。

私もまさにそのとおりだなというふうに思つわけでありまして、現行の海外にいる人間に一切説めないとこの今の制度 자체に対する評価をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(上杉光弘君)　ただいま選挙権の制限あるいは否定というものがいかぬじゃないか、それから現行法についてどうだ、こういうことでございますが、公職選挙法で在外邦人の選挙権を今一度初めて認める法案を提出いたしたわけでござい

○魚住裕一郎君 今回、比例選挙に限る形で出されておりますけれども、同じく先ほどの日弁連の調査報告書でござりますけれども、こう記述しております。

国民主権の支柱という選挙権の基本的性格をえれば、海外在住日本国民に保障されるべき選挙は、国政選挙の全般に及ぶべきであり、議院の一部あるいは特定の形態の選挙（たとえば比例代表選出議員の選挙だけとするなど）に限定すべきではない。

まさにそのとおりでございますが、先ほど大臣からはその限定した理由が述べられましたが、これについて憲法上全く問題ないのか、法制局の御見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(阪田雅裕君) 比例選挙に限ることについて、今、先生いろいろ引用されました日弁連の調査報告書でありますか、技術的問題で制約するというはどうかというような論旨であろうか

○國務大臣(上杉光弘君) 選挙制度というか公職選挙法、選挙のあり方等につきましては、これは先ほども申し上げましたように、各党間で十分協議をされましてまとまつたところでその対応といふものが方向づけになるわけでござります。今起こされておる裁判は海外においてながら選挙することができなかつたという、そういうことの訴えとお聞きましたが、私は今お聞きするまで存じませんでした。担当大臣としてそれは甚だいがぬではないかというおしかりを受けますからされませんが、今度のそういうことについて私は全く存じませんでした。

しかし、これについて現行制度がどうかと言われば、日本国民でございますから国民であれば当然選挙権を有しておるわけでござります。それが行使されるというのは当然のことでございます。しかし、行使するにしましても公平にあるいは公正にそれは行使されなければならないわけでございまして、そのような意味での選挙法に基づく在外邦人の皆さんの選挙の参加とというものがござります。しかし、行使するにしましても公平にあるいは公正にそれは行使されなければならないわけでございまして、そのような意味での選挙法に基づく在外邦人の皆さんの選挙の参加とというものがござります。

たつては、有権者の把握、選挙権行使する選挙区割りの決定、選挙運動期間の短さ・事前運動の規制・選挙運動手段の限定等による候補者の政見周知、国内での不在者投票・郵便投票との整合性などの問題がありうることは事実である。

しかし、これらの諸点は選挙権行使するにあたつての技術的問題とも言うべきものであり、これらの問題が存在するとして選挙権を認めないのは本末転倒の議論である。前述のとおり、選挙権は国民民主権を支える最も重要な権利であり、これを制限なしし否定するためには、国家の側にやむにやまれぬ利益が存在しなければならないところ、上記のような技術的問題はこれに当たらない。

よつて、「基本的人権の不当な制限と言わざるをえない。」というふうに記述をしております。また、憲法は、居住・移転の自由及び外国に移住する

律として制定をされないわけでございまして、国会の議を経るまでには各政党間で十分御論議をしておきました上まとまっていかなければならぬわけでございます。さような意味では、これまで幾度か試みられたがそれが果たせなかつた、時間はかかりましたけれども今度ようやくこうい形で法案を提出させていただいたわけでございました、何としても今後そのような問題がないよう公職選挙法で在外邦人に選挙権が付与されるに、第一歩でござりますから、これは皆さんの御理解、御協力をいただきたい。

私としては、在外にあっても日本国民であれば投票権が付与されるというのは当然のこととございまして、国会の議を経るという、そこで法案が成立するかしないかということとござりますから、そういう意味では皆様の御理解、御協力を賜りまして、在外邦人が選挙権の行使ができるようになりますが、またその選挙が我が国の繁栄や発展につながる選挙権で、公平に公正にこれが行使をされるようただ念願をいたしておりますところでござります

「一点申し上げたいと思ひますのは、基本的の人権について特に異論があるわけではないけれども、表現、思想の自由のような本來、人であるがゆえに与えられるような権利とちょっとと選挙権というのは違つていまして、國法上与えられている権利だというふうに理解されおりります。

それははどういうことかといいますと、自分の利益のためであるという側面がもちろんないわけではないですけれども、選挙人団といいうものの一員として國の機關として行動するんだ、したがつて選挙というのは権利でもあるが義務であるといいうような説も一方で非常に有力であるという一面がございます。それは何を意味するかといいますと、そういう一員として行為をし投票するということの結果として、選挙全体が、例えば不正選挙が横行するとか、あるいは選挙が混乱して選挙が頻発するというようなことがあつては非常に困るということなのであらうかと思ひます。

結局、技術的問題と申しましても、その辺との調和、要するにいかに選挙を公正にまた混乱なく進めることができるかということとの調和においてどの程度の選挙権の行使の制限というのが許容されるかということが決まる問題であろうかといふうに思つております。

私どもは、直接選挙実務をやっておるわけはないので、そこがどの程度真にそういう問題があるのかということについて確たる評価ができる立場ではないわけありますけれども、今回の御審議いただきたいという法案で当面今の比例選挙に限つてお願いをしていいるところは、現在の体制で選挙区選挙について今まで在外邦人の投票を認めるといふこととした場合には、海外での投票管理事務が円滑に執行できるかどうか、あるいはそこででの投票について公正を確保できるかどうかといふ点になお確信を有するに至らないんだというふうに聞いております。もしそうだとすれば、こうした事情というのは選挙区選挙について投票をおなげばらく制限するということに足りる合理的な理由ではないかというふうに考えております。

○魚住裕一郎君　ただ、これは選挙権の投票価値の問題、もちろん有権者の多寡による投票価値の問題ももちろんありますけれども、今度はもう対象が限定される、半分以下だらうとは思いますが

れども、そういう投票価値あるいは平等という観点から見ていかがですか。

○政府委員(阪田雅裕君) 似たような答弁にならうかと思いますけれども、そこはおっしゃるようになりますけれども、これは非常に強いように投票価値の平等という側面、これは非常に強い要請であるということは紛れもないわけであります。

しかし一方で、再三申しますように、選挙の公正の確保あるいは選挙事務を円滑に進めるということも、選挙という言つてみれば國の機關としての行動を全体として律するルールとしては非常大事なものではないか。そのために、例えば今の公職選挙法でも一定の選挙違反事案というふんですか、選挙違反を犯した人については公民権の保

止、要するに選挙権、被選挙権を停止するというふうなことも行われておるわけであります。これは別に刑法犯だから停止するということではなくて、特定の犯罪について選挙権を与えないということをやつておるわけです。

それはなぜかというと、投票価値の平等という意味ではそういう人たちの平等は損なわれてゐるわけですが、それはそういう人たちが投票に参加することによって選挙の公正が侵害されるという面があるという点に着目している。少し次元は違いますがけれども、全体として在外の投票が適正に行われない、あるいは一定時日に完了しない、いつまでもかかる、その結果としてどうも投票箱をあけてみたら中身が真正に投票したものかどうかよくわからない、もう一回全体の選挙のやり直しだというふうなことに立ち至れば、全体としてその選挙に対する国民の信頼というののは失われるということにならうかというふうに思つております。

○魚住裕一郎君 今のお話は、海外の人が聞いたなら怒りますよ。何か犯罪者と一緒に扱ひみたいな形で余りにも例えがひどいなというふうな感じがいたしますけれども、これ以上言つても押し問答かもしません。

同じく、最高裁判所裁判官の国民審査について、これは憲法にじかに規定をしているわけでありますが、国民主権主義から発すれば当然在外の日本人の方にも投票権があつてしまふべきだ。今回は国民審査法の改正ではありませんけれども、これを与えないこととまた問題ではなからうかと思うんですが、自治大臣及び内閣法制局からこの点についての所見をお述べいただきたいと思います。

○政府委員(阪田雅裕君) 今回与えないということとでしようが、現在与えられていないという。

○魚住裕一郎君 そうです、現在。

○政府委員(阪田雅裕君) 今、御案内のように、憲法七十九条一項におきまして国民審査は衆議院総選挙の際に行うということになつております。

止、要するに選挙権、被選挙権を停止するというふうなことも行われておるわけであります。これで別に刑法犯だから停止するということではなくて、特定の犯罪について選挙権を与えないということをやつておるわけです。

て、国民審査法によりますと、これは選挙人名簿に基づいてやるということになつております。その結果、衆議院選舉に今参加できていないわけですが、在外邦人については、このことの結果として國民審査にも参加できないということになつております。これが、むしろどちらかといふと選挙権の行使ができないところに原因があるということであろうかと思ひますし、その限りにおいてはやむを得ないというふうに思つております。

○政府委員(牧之内隆久君) 今回の在外選挙制度の構築に当たりまして、國民審査につきまして何ら言及をしていないわけございますが、國民審査は記号式投票でございまして、審査の告示後には投票用紙を印刷いたしまして国外に交付をする、やるとすればそういうことになるわけです。そうしますと、一方、今度は投票日の五日前までには送付をしなきゃいけない、有権者の方が。ということで、ほとんど審査期間が確保できないといふ技術的に実施不可能に近いというような状況でござりますので、現段階では見送ることにしたところでございます。

○魚住裕一郎君 技術的問題で見送っているということでおざいまして、これもできる限り速やかに私は改正をすべきだという意見を表明しておきたいと思います。

ところで、先ほどもお話を出ました周知徹底と、いう言い方でありますと、海外においてどういうような周知徹底方法を考えているのかちょっとよくなづかならないんです。何回か聞かれていると思いますが、簡略にお答えいただけますか。

○説明員(内藤昌平君) 海外においては、やはり我々の大使館あるいは総領事館、在外公館でござりますが、ここがその拠点になると思ひます。そこで、それぞれの在留邦人にどういう形でこの情報を流すかということについては、それぞれの在外公館ごとにいろいろなネットワークを持つております。例えば危険情報を周知しなければならないというような課題もござります。通常、その

○魚住裕一郎君　今回、比例に限定してしまって
いますけれども、どういう政党があるのか、どう
いう名簿になっているのか、政策はどういうこと
なのか。多分国内では選挙公報という形で周知す
るという形になるかと思いますが、日本国内にい
ても新聞の折り込みに入ってくるような形でかな
り選挙直前だなというふうに思うわけです。
現実に、これは何日ぐらい前までに配布をする
という形になっているんでしょうか。
○政府委員(牧之内隆久君)　選挙公報は選挙の告
示及びその翌日までに提出をしていただきまし
て、そして選挙の一日前までに配布をするとい
うことになります。現実に印刷等に日数もか
かりまして二日ぐらい前までに着く、各家庭に配
布されるというような状況でございまして、在外
有権者の方々に選挙公報を配布するということは、
これはもう不可能ということで想定をしてい
ないところでございます。
ただ、比例代表選挙は政党名を書くということ
で、これにつきましては先ほど来大臣からも御答
弁申し上げておりますように、既に新聞であります
とかラジオ等のマスメディアを通じまして相当
の情報が海外の邦人の方々にも届いている。した
がつて、どの政党に投票すべきかということの情
報はかなりの程度達しているのではないかということ
で、今回、比例代表選挙については在外選挙
をスタートさせてもいいだらうという判断をした
ところでございます。
○魚住裕一郎君　さつきから大臣の答弁の中で周
知徹底というのが非常に大きな限定期由といいま
すが、そういうふうに聞こえるんですが、結局今
のお話ですと、マスコミにあなた任せよと、こう

いう話ですね。

○政府委員(牧之内隆久君) 選挙を公正に行いますためには、候補政党あるいは候補者の情報が周知をされていることが必要であるというふうに考えております。

その周知を公が必ず行わなければならないのか、あるいはほかの手段で行い得るのか。それは必ずしも公が行わなければ、公によって周知が徹底しなければ選挙が成り立たないというわけではないということをございます。比例代表選挙につきましては、海外におきましても先ほど申し上げましたような状況がある。ただ、それはもうマスコミだけにおんぶをしているということではもちろんございませんで、私どもも比例代表の名簿届け出政党、その政党名、それからどういう方がその名簿に登載をされているか、こういうものにつきましてはできるだけ早く海外の在外公館にお送りをいたしまして、そして邦人の方々がそれを知り得るような状況に持っていくたいというふうに考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 ただ、五日前までに投票をしなければいけないわけであるから、現実に国内でも二日前に届くというような形ですね。ということは、政黨名、名簿あるいは政策について在外公館に置くというようなことを考えているんでありますか。

要するに、五日前までに投票しなきゃいけないんでしよう、今度の制度は、だけど、日本においては大体公報が来るのが一日前だと。そうするとどうやって周知するのか、お知らせするのかなと。○政府委員(牧之内隆久君) 先ほど申しましたように、選挙公報は公営選挙といたしまして国内においては制度化されおりますが、海外にまで選挙公報を何らかの形でお伝えをして、そして有権者の方々に見てもらうということは無理であるといふ判断をしておるわけでございます。

したがいまして、私どもが在外公館の方にできるだけ早く情報を伝えてと申し上げましたのは、

これは選挙公報ではなくて、名簿届け出政党の名

称なりあるいはそこに登録をされた候補者名といたした基本的な情報、いわゆる選挙運動にわたらない情報、こういうものをできるだけ早くお伝えをして有権者の方々に知つてもらうという方法をとりたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 今、新聞とかそういうマスメディアでかなり政党の方は知られていくという話でござりますけれども、現実に多くの新聞社はインターネットならインターネットでホームページをつくって、そこにアクセスすればいろんな情報がとれる、地方紙でもそういう状況に多分あるんだろうと思うんです。そうすると、その県なりの具体的な候補者の政策なりあるいは選挙運動の動きもよくわかつて書かれているんじゃないかな。そういう面からしてみると、公報じゃないとしてもう、周知という意味では比例であろうと選挙区であります。ピラの配り方等について、国内では郵送があろうと実態は変わらないんではないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(牧之内隆久君) 新聞、ラジオ等が海外にどの程度普及をしているか、今ちょっと数字がすぐには出てまいりません。大体どこの国だと何万部程度というようなことも私ども調べていいわけでございますが、中央紙は相当な部数が出ているということをございますけれども、これが地方紙までとということになりますとなかなかそういう実態はないんじゃないかと思います。選挙区選挙とか小選挙区選挙となりますと、全国紙ですべての選挙区の情報を細かに把握するということとはなかなか困難ではないかと思います。また、各新聞社のインターネットにつきましても、最近国外に出られた方は自分が住んでいた県にどういふだいていないわけでございます。

そういう意味から、情報伝達というものが必ずしも小選挙区選挙や選挙区選挙を行うに足り得るだけです。

ような状況にいたま至っていないのではないかと

いうことで、とりあえずは比例代表からスタートされたかなという部分がありますけれども、今度は翻って、比例選挙を想定していますから、政党のいろんな活動、選挙運動ということもありますから、政黨と思うんです。今ピラとかなり限定をされています。ピラの配り方等について、国内では郵送がいつばいいるとなればかかるべきところに送った方がいいだろと思うんですね。それは現じやいけないといろいろあるわけで、配る場所は街頭であるとか演説会ですとかなつておりますが、政党の選挙運動としては、やはり海外の有権者がいつばいいるとなればかかるべきところに

いうことになるわけでございます。

一方、国外でピラ等をつくりましてその国で頒布をする、当該国において、海外において完結をするようなものは規制を受けませんので、可能と

○魚住裕一郎君 もう時間でございますけれども、一方で周知徹底を重要視しながら、こういう形で縛るというのはいかがなものかなという意見表明をして終わります。

○委員長(薦科満治君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(薦科満治君) ただいまから地方行政・警察委員会を開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、中原爽君、大木浩君及び大瀬綱子君が委員を辞任され、その補欠として長尾立子君、平田耕一君及び村沢牧君が選任されました。

○委員長(薦科満治君) 休憩前に引き続き、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺四郎君 社会民主党の渡辺でございます。

私の手元に、海外有権者ネットワーク・ニューヨーク代表の竹永浩之さんという方からお手紙をいただきました。この方は、約二十年以上海外に居住する在外邦人に選挙権を与えていただきたいという運動を続けておる方で、ニューヨークだけでも発行部数約三千部無料で配布をしながら運動を続けておる、こういうことが今世界じゅうに広がって、アメリカを始めイギリス、オーストラリアでも展開をされておることで、ぜひひ

とつ参議院の段階でもこの願望を満たしてもらいたいという趣旨のお便りをいただきました。

今申し上げましたように、長年海外に滞在する日本人に対して国内と同じように国政選挙の選舉権を認めようとする改正案が、当委員会の審議が始まることになりました。ようやく成立の見通しとなってきたことに対して、私自身を含めて先輩、同僚の皆さんも、早期実現を主張してきた一人として実は大変喜ばしく思つておるところです。

今日まで海外で活動する有権者の方々から、先ほども申し上げましたが、長い間この実現が望まれてきましたのであります。本来からいえば、午前中もありましたが、憲法上保障されるべき参政権が認められていない、基本的人権にかかる重大な問題ではないかという主張等もあります。早期に制度の実現を図らうということでやつてまいりました。

当然ながら、制度そのものの実現を図ることはもとよりですが、同時にやはり効果のあるものでなければならぬといふに私自身は思うわけですね。実施面で大変な苦労もあると思うんですねが、その困難さを十分に踏まえてスムーズに投票ができるようになることが重要な國の責任であるというふうに考えておりますので、以下、そういう視点からお伺いをしてみたいといふうに思つておるところです。

まず、郵便投票制度の問題について、午前中もありましたが、海外在住の国民の権利行使がどれだけ円滑に行われるか、その実効性をどのようにな確保できるかというのが大変大きな問題であると思います。公館で投票を行うにしても、邦人の方々の居住地がら在外公館までの距離の問題や、あるいは午前中もありましたが、交通費など費用負担の軽減を図るためにどうしたらいいのか。郵便投票が広く行われることが一番望ましいことは言うまでもありませんが、前回の本委員会で私も、国際的にも郵便投票が今主流をなしておるという御意見をいたいたいところです。

衆議院では今度の改正案に対して、政令の制定に当たっては、「在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人は郵便投票により選挙権の行使をすることができるよう、所要の措置を講ずる」とよとの附帯決議が付されておりますが、私自身も実は同感であるわけです。在外選挙権者の利便のためにもできるだけ実態に即した改善が図られるよう、冒頭を望しておきたいと思います。

そこで、まず第一点にお聞きをしたいのは、在外公館で投票ができるのはどのくらいの割合なのか、それから郵便投票を認める場合はどのような場合を認めるのか、また地域の線引きをどういう基準で決める考え方なのか、現在の時点で何か具体的にそういう考え方があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○説明員(内藤昌平君) 在外、在留邦人の統計のとり方については午前中御説明したとおりでござりますが、その中で現在考えられております郵便投票の対象者は、現地の特殊な事情で在外公館投票が困難である地域に在留の邦人の方、これは先ほど申し上げたその地域の在留邦人口が一万人を超える場合、それから治安の問題等があつて在外公館に赴くことが困難な地域、さらに遠隔地方、さらには在外公館そのものが施設上どうしても投票所としてふさわしくないという場合、以上、大体四つのカテゴリーに当てはまります。

そこから推計いたしますと、全有権者数の三割の方が在外公館投票であり、残りの七割が郵便投票という推計が一つの数字として考えられます。

○渡辺四郎君 そうしますと、約七割が郵便投票だということですが、問題は、実際に郵便投票制度を行うということになると、午前中もありましたけれども、投票用紙の請求から投票済みの投票用紙の送付まで、海外の選挙人と市町村の選挙管理委員会との間で郵便手続に一往復半のやりとりを要することになるわけですが、果たして時間的に十分な余裕があるのかどうなのかというのが問題になります。

御承知のとおり、選舉運動期間は衆議院選舉で十二日間しかないわけですから、非常に時間的に厳しい。そうは言っても、手続が煩瑣過ぎるために逆に言つたら投票意欲や制度の有効性を損なうようなことがあつてはならないと思うわけです。

今回、私自身にもわざ勉強をさせてもらいましたが、考えれば考えるほど問題点は出てくるものです。「アメリカの在外選挙制度」ということで調査室の参考資料を読ませていただきましたけれども、「郵送期間」の項を見てみますと、世界を通じて国際郵便の標準的な片道郵送期間が大体七日間から十日間だ、これは若干古い時点の統計であります。そういう関係で、これはアメリカの場合ですが、在外投票の固有の機関である国防総省の連邦投票支援計画部というところと郵政公社は、投票を適時に送付するための往復郵送期間あるいは片道郵送期間とその他の必要日数ということで大体四十日間から四十五日間と計算をしておるというふうに、非常に期間的に神経を使つた記述をされておるわけです。こういう点から見て、午前中もありましたが、いろいろ大臣の御心配の周知徹底の問題等もあるようです。

問題は、この一往復半かかる部分について、具体的に遠いところと言つてもあれですが、例えばブラジルなんかを入れてはどうかと思いますけれども、比較的遠いところで「三事例を挙げて、通常一往復半でどのくらいの郵送時間がかかるのか、これは外務省の方にお尋ねしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○説明員(内閣官房平君) 海外の郵便事情は、必ずしも確たる数字は出しにくいのですが、ざいます。一応私どもが目安としますのは、東京国際郵便局が作成しております国際郵便日数表というのがござります。その平成八年十一月版によりますと、航空便が日本の飛行場までかかる標準日数が片道で出ます。それは今御質問の、例えばブラジルでサンパウロからであれば片道は飛行場まで三時間、アメリカのニューヨークでも同様三日間、タイのバンコクでも三日間。ただ、一往復半とな

かとは思います。

ただし、午前中に自治省からも答弁がありましたように、投票用紙の請求に当たっては、公示日の前から行えるように措置する等柔軟に対処するということを私ども協議して進めてまいつておりますので、直ちに一往復半の日数がかからないようにする手だてはあるうかと思つております。

○渡辺四郎君 大体三日間だということですが、この間の参考人のロス在住の中條参考人から、大体ロスからで五日間ぐらいだということで、非常に便利のいいロスについてそういう状況だというお話を聞いております。

それから、私自身、知人が香港におるものですからいろいろやりとりしますが、例えば小包なんかを送りますと二十五日から一ヶ月ぐらいかかるわけです。郵便でも一週間から十日ぐらい香港の場合はかかるわけです。香港も在外邦人がおるわけですから、制度はつくつたわ、果たして投票に間に合うかという問題等もあるのですから余計な心配をしてお聞きをしておるところであります。

自治省の方にお聞きしますが、改正案の郵送による在外投票制度では、交付請求をする手続や時間の切迫性のために在外選舉に参加しようとする選舉人の投票意欲をそぐことがあつてはならないわけです。各国の郵便事情なんかの絡みがありますけれども、諸外国に行きますといろいろと労働団体等の争議等もあって、私どもも出くわしましたこともあるわけですが、そういうふうに機能しないときもあるわけですが、ほとんどが無効となるのではないかという心配もあるいは出てくるかもしれません。

そういう点を大変危惧しておりますところですが、これも先般来いろいろ議論してまいりましたように、そういう点をどう改善していくかということを、一步一步改善に向かって努力をしていかな

きやいけないというふうにお互い思うわけです。実施してみたものの、最初から郵便投票の有効性が確保できないようなシステムをつくったということでは、私自身も立法院における一人として責任を果たすことにはならないわけです。

そのようにならないために自治省自身も自信を持つてこの法案を提案したと思うんですが、その見通し等について、あるいは自信のほどについてお伺いをしてみたいと思います。

○政府委員(牧之内隆久君)

郵便投票の投票用紙

は投票終了時刻までに投票所に到着をしていないと無効になるわけでございます。一方、請求から投票までは御指摘のように一往復かかるということでござりますので、その間の期日を相当程度とつてやるということが必要になるわけでございます。

その点につきましては、まだ最終結論は得ていませんが、任期満了選挙でありますれば現段階におきましては六十日前ぐらいから送付ができるよう、あるいは衆議院の解散・総選挙でありますれば解散の日から送付ができるようにとっておられるだけ余裕を持つて投票用紙が送付されるように考えておるところでござります。

これらの点につきまして海外の有権者の方々に対しまして、郵便事情によって無効になる危険性があるので、投票用紙を早目に受け取って、そして選挙が始まれば早目に記入をしてお送りくださいということをお知らせし、そして活用していただくということをお伝えいたします。

○渡辺四郎君

郵便投票

は

投票

と

こういうことからすれば、確かに時間的な節約がされて無効票はかなり解決されるというふうに思いますが、日本の場合は、午前中朝日委員からもお話をありましたように、選挙ということについての思想といいますか考え方といいますか定義といいますか、これはヨーロッパなんかと違つてかなり厳密に公正にそして厳格にといいますか、そういう点があつて、投票用紙を含めて非

次に、選挙人名簿の登録についてですが、本人の所在地を管轄する領事官の区域内に引き続き三ヶ月以上住所を有する者であることが要件となるますが、幾つかの事例に沿って伺つてみたいと思うんです。

選挙人名簿の登録について、現在、午前中のあわせでは住所がどこかわからぬという部分もあつたのですから、戸籍の附票によつて対応せざるを得ないと思うんです。ところが、戸籍の附票については記載の正確さ等の信頼性が十分なのかどうかなど実際のところかなり問題があるよう私ども聞いておりますが、この点について調査をしてみることがあるかどうか、あるいは遺漏についてははどうかのように対応する考え方があるか、この点について説明願いたいと思うんですが。

○政府委員(牧之内隆久君) 在外選挙人名簿の登

と、これにつきましての異議申し立て等の制度が用意されておりますので、それによつて公正に名簿が登録をされてゐるものというふうに考えていいことになります。

これらの方々につきましては、本着地の住所地へお戻りにならぬ事無く、お見えになつておられる方は最終住所地に確かに住所があつたということを確認できなさいということです。

の在外選挙人名簿に登録をしていただくというう
とで考えております。

法の施行令を改正いたしまして、今後海外へ出られる方につきましてはこの住民票の除票の保存期間を長期間に延ばしまして、いわばその方が生後

をして、いる間はずつと保存ができるようによ
うな形で政令改正をしたいと考えております
で、今後海外へ出られる方は必ず最終住所地のま

町村の在外選挙人名簿に登録をされるということになります。

いろいろ記載事項等が変更になりましたときには本籍地の市町村に通知をいたしましてその戸籍の附票に記載してもらうという仕組みをとっているわ

けでございますが、また、戸籍の附票には禁治辛者等の選挙権の失格事由に類すること等も付され、いる、それをもとにして実際に選挙権があるか

どうかを確認しながら選挙人名簿への登録をする
という仕組みをとっているわけでございます。
戸籍の附票の正確性につきまして調査をした。

とは正直なところないわけでござりますけれども、幸いにしてと申しますが、私どもはそこが不正確であったというようなことでの問題というものは聞いていないわけでございます。

したがいまして、法律に従いまして適正に処理をされているだらうと思つておりますし、また、そういう不正確な記載等があります場合には、これは選挙人名簿を登録しましたら公告覧等といふ仕組みによりまして、相互チェックによつて、自分が選挙人名簿に登録されていないこと、あるいは登録されるべきでない人が登録をされていること、これにつきましての異議申し立て等の制度が用意されておりますので、それによつて公正に名簿が登録をされているものというふうに考えていいところでございます。

○渡辺四郎君 もう非常に長期にわたる人たちについてはなかなか難しさがあると思うし、期待はしていてもやつぱり所在をつかめないといいますか知ることができないという在外在住者もかなりおるんじゃないかな、そういう心配をしておりますけれども、そこらは最大限どうして把握をするか。在外公館の方とも十分連携をとりながら、ぜひひとつ掌握をするような方向で努力をしていただきたいというふうに実は思つておるところでございます。

次は、午前中からいろいろ大臣からお話をありました。私は、衆議院段階での衆參選舉区議員選舉等については「本法による在外選舉の実施状況を踏まえ、可及的速やかに在外選舉の対象とする措置を講ずるものとする」との附帯決議について、大臣は、「可及的速やかに」というのはあしたでもというようなこともありますが、十分重く受けとめてひとつ慎重にやっていただきたいということをございました。法案から私自身が考えてみると、この法案によると成立後二年以降に実施される国政選舉から適用されるということになるわけです。遅くとも二〇〇一年の参議院の通常選挙からは在外邦人による投票が実現するということになりますが、その次の国政選舉からは暫定的な制

を提案させていただきましたときと比べますと海外の対象者、有権者の数が倍以上にふえている状況にございまして、しかも世界各地にくまなく居住されているという状況になつております。

御指摘のように、参議院の選挙制度は當時と大きな変更はございませんが、衆議院が選挙制度改

草によりまして三百小選挙区といふことで
の中選挙区と比べますとこれも三倍近い、二倍を
超える大幅な選挙区の増になつたところでござい
ます。その後、平成六年ごろから各党のこの問題が
徐々に

て、与党でも選挙制度協議会での御検討が続いたわけでござります。私どもは、そのような各党の御論議、特に与党選挙制度協議会等の御論議を踏まえまして、早期に実現可能な方策としてまずは比例代表実施をする、次の段階として小選挙区

区、選挙区選挙の実施を図る、これが適当である
ということで御提案のような案での御審議をお願い
いたしますところです。

その合理的な理由というのが全く納得できないんです。説明になつてないし私は思います。選挙制度としても根本的な問題はないのじゃないかと私は考えるわけあります。比例選挙も候補者は名簿登載された候補者名で示されるわけあります。それを投票するときに政党名で投票するだけあります。

衆議院のことでも言われましたけれども、小選挙区の場合もどこどこ政党のだれだれということことで、選挙法上も政党中心になるわけであります。確かに、政党にいない方、無所属というような方が立候補されるという場合ももちろんございまます。ございますけれども、選挙法を含めまして小選挙区の場合もどこどこ政党のだれだれというところで政党中心の選挙になつてゐるのが現実でもありますし、政党との関係において私は質的にはそつと変わるものじゃないと考えるわけであります。情報の点で若干の量的な問題はあり得るかも

れませんけれども、そういう点からいって比例だけに限定するという政府の事由というのを納得できないわけであります。しかも、合理的な説明だとういうふうに解するわけにはいかないわけであり

それから、よく情報の問題を本委員会でもしきりに強調されます。しかし、情報の伝達手段といふのは八四年と比べましても今日は国際的に非常によき二つあります。

に発達してしまっているのであります。これが、起きている私どもは考へるわけでありますか。これらについての認識はいかがでありますか。
○政府委員(牧之内隆入君) 当時と比べますとインターネットというようなものもかなり流布して

まいりまして、国境を越えて情報が伝達する社会にならってきたということは認識をしておりますが、ただ、選挙の情報等が海外に住んでおられる方にどのような手段でどの程度伝わるのかということにつきましては、その実態の把握というのは

なかなかまだ未経験でござりまするので困難でございます。
ただ、政党の状況につきましては、新聞、ラジオ等を通じて相当な情報が海外の方にも伝わつて

まあまして、比例代表からの実施という案を提案させていただいたところでござります。
○有働正治君 今、選挙部長、把握が困難というふうにおっしゃいましたから、私は、自治省と一

でそれは実態把握をする責務があると思います。その点できちつとやっていただきたいということを要望いたします。

それから、私ども本委員会でも、参考人として毎回トットマークの代表を含めまして御意見をお

伺いました。衆議院でもやられて、衆議院の議事録も読みました。そうした参考の方々、実際の体験者がおっしゃられる御意見を聞きました。と、国際版の新聞あるいはNHKの衛星放送、ローカルテレビ、短波ラジオ、レンタルビデオ、雑誌、書籍、自治省もおっしゃられたインターネット

報の伝達が困難だということは、それをもつて比
例のみに限定する理由には当たらないということ
を衆参の参考人ともども強調されたわけであります。
また、本院にお越しいただいた憲法学を専攻
されておられる早稲田大学の戸波教授も、こうい
ういわば技術上の問題で選挙区への適用、こうい
うものを先送りにすべきではないと、こういう趣
旨も述べられたわけであります。

こういう当事者、参考人等々の御意見というの
は、私は、体験的あるいは研究を含めて専門的な立場
からいっても貴重な御意見だと受けとめるべきだと思
うものを先送りにすべきではないと、こういふ趣
旨も述べられたわけであります。

○國務大臣(上杉光弘君) 在外邦人の皆様に投票
というか選挙というか、國政参加の道を開くことは極めて重要な課題と考えております。また、在外邦人の方々から在外選挙制度の実現に向けて熱い期待が寄せられておりますことについては、担当する大臣として十分認識をいたしておりますつもりでございまして、そのような御意向は重く受けとめておるところでございます。

このようなことから、憲政史上画期的とも言われる国外における投票制度の創設に向けて各党間の御論議を踏まえながら自治区としては努力をこしらとなつておりますが、これが第一歩である。それから、委員は先ほど選挙区選挙のことについて触られましたが、政党とともに個人といふことについては同じだと、こうおっしゃいましたが、我々はそういう認識に立つておりません。特に、選挙区は政党についても有権者が判断をいたしましたように、片道早く三日、遅ければ五日も一週間もかかるという、お国柄の違いもあるわけでしたすわけでござります。先ほどの議論にもありますとおりまして、在外公館から遠く離れておれば郵便投票に頼らざるを得ない、それでもそういうう

そういうことも十分踏まえて、されば、情報について、政党についてはおしゃつたように短波放送がある、それから宇宙から電波が来る、し、新聞の行かない国もあるわけでございまして、公平性、正確性というものを国内と同じように求めるとするなれば、その点については、これはこういう形での判断をせざるを得なかつた。御理解をいただきたいと思ひます。

○有働正治君 そういう参考人その他の御要望、法のものと平等をきちんと保障する上で、衆議院だと四割にしか保障されない選挙制度を完全に保障していただきたい、こういう御要望があることをこれも重く受けとめて対応すべきだということを重ねて申し上げておきます。国内と海外の情報、すべて完全に一致させることは無理だと思ひます。できるだけ可能な中で、問題は憲法の精神をどう実現するか、こういうことだらうと思うのであります。

そこで、次に話を進めますけれども、特に選挙公報等そういう情報を個人情報を含めて行き届かせるということが今後の検討課題になってくると思います。その点で、一つには選挙運動期間が諸外国に比べて短いという問題、これが一つのネックになつてゐるという問題があるのであります。もっと選挙期間を十分に確保し運動期間の間に公報が配布できるように期間を確保していく、これについても参考人の方が当然そういう方向も検討課題であるということもお述べになつたわけであります。

少なくとも海外で選挙区を含めまして実施する場合にはこういう問題も前向きに検討すべき課題であります。この点について

○政府委員(牧之内隆久君) 選舉運動期間につきましては、交通通信手段の發達を初めといたしまして社会経済情勢の変化を踏まえ、また選挙に関する費用をできるだけ節減するという見地から、各党各会派御協議の上、漸次短縮をされてきたと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、選挙運動の基本にかかる問題でございまして、この期間の問題につきましては、必要があればまずは各党各会派で十分御論議をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、在在外邦人の郵便投票の問題があるわけでありますが、同時に国内の要望をいたしましたが、この際、国内外でも郵便投票制度を拡大する方向で検討願いたいという要望が出されているわけになります。先ほどの在宅の方々などをどう認定するか等々についていろいろ支障があるとう答弁もございましたけれども、介護保険が条例で導入されてくるわけです。そうしますと、寝たきりの方々の認定も公的な形で行われる。私ども介護保険、今の政府が実行している内容については多々問題があると思ってるわけですが、それとも、ともかくも介護保険が導入され、そういう制度が、システムがとられれば、寝たきりその他の方々の郵便の制度の上で第三者の公的な認定等も拡充する、そういうことを含めて、この問題について前向きに積極的に検討すべきだと私は考えるわけであります、いかがでございましょう。

○政府委員(牧之内隆久君) 午前中も御答弁申し上げましたように、寝たきり老人の方々がふえておられる、特に在宅寝たきり老人の方々につきましては実質上投票の手段が奪われている状況にござ

ざいますので、これらの方々の投票権を確保するための方策の必要性につきましては、私どもも

重々認識をしているところでございます。
それを実現する方策としましては、やはり在宅
での投票制度というものになつていかざるを得ない
と考えておりますが、そのためにはいろいろ越
えなきやならないハードルがあるということでござ
いまして、その一つといたしまして、全国的に
公平に寝たきり老人等の認定というものができ得
るのか、またその公証制度というものをどういう
ふうに確保できるのかというような点があるわけ
でございます。今、介護制度との関連での御指摘
がございました。そういうところも私ども勉強し
ながら、この問題につきましては引き続き検討を
させていただきたいというふうに考えておりま
す。

○有働正治君 それからもう一点、在外邦人の選
挙に当たつて、国内で制限されている戸別訪問禁
止あるいは文書等の選挙運動に関する禁止規定が
受けついておりますが、これにつきましては

読むべきではないわけではありませんが、これは当然だと考えるわけです。

候補者による選挙運動が自由闊達にされて、選挙の判断をきちつと仰ぐ方向で、戸別訪問の禁止その他規制撤廃、こういう問題もこの際検討して

いくべきではないかと思うわけあります。この点、当局からお尋ねしますのと同時に、最後に大臣に、今申しました国内でのこういう選挙の自由の問題、規制撤廃の問題、それから郵便投票制度の国内での拡大の問題、それから在外邦人の場合に障害になつてゐる選挙期間、運動の拡大等の問題はこの際検討課題に含めて前向きに検討していただきたいといふことありますけれども

も、これについての見解をお伺いし、すべての国政選挙で速やかに実現するという決意をあわせお

当然のことのごとく、我が國は民主主義制度のもとで選挙制度というものが成り立つてゐる

わけでござりますから、戸別訪問の例も引かれました
が、どこまで規制してどうするか、これは幾ら政府が法案を出ししましても、各党間の議論とい
うものが煮詰まり、合意が見られない以上は国会で成立をしないわけでありますから、各党間にお
いて自由な選挙に向かつてどうされるかというの
は、これは十分御論議をいただきたい、こう考え
ております。

しも否定をすべきものではございませんし、検討していかなければならないことだと思います。ただ、全国におられる九十万人とも言われるこれら

の人たちを差別のないよう扱いができるのかどうか、そういうことについての問題もありますから、それらも十分見きわめた上でなければならぬ

と思しますが、これは総合的な研究検討をする必要があるうと考えます。

についての将来の投票権の行使というのは方向づけられた道筋でございます。ただ、いつの時点でそうするかということが大きな問題であろうかと思ふますから、改めてつづきを述べて、この辺は

りますから、衆議院の附帯決議、また参議院でもこの法案を通していただいて附帯決議等が当然なされるかもしれません、あるとすれば、そういうものを重く受けとらなくては心してまいりたい。

○有効正治者 終わります。
と考えております。

○委員長(薬科満治君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

○高橋令則君　自由黨の高橋でござります。

このたびの公職選挙法の一部改正につきましては、かねてから多年の懸案でございまして、私も、我が國の憲法の前文、関係条文から見ましても、国民の参政権を確保するため適切な措置を要

検討いただいて最終的な段階に立ち至っているのかと思ひますが、まことに敬意を表する次第であります。

実は、その法案の中身につきましては、私ども、新しい委員が四月に任命されまして、その最初の委員会の席において自治省御当局から説明をうけました。まさにいろいろ御議論があつた結果一つの成案になつたわけでございまして、私どもいたしましては、国政選挙の本質からして、速やかにこの制度が確立されることを御期待申し上げておる次第でございます。

もちろん、具体的な選挙の執行につきましてはいろいろ苦労する問題も多いと思います。何分にも外国における手続、しかも初めての経験が多うございますから、十分に我々としても氣を引き締めて取り組んでまいらなければならないと思います。

で、その一票が適切に行使されるよう、投票の方法等について十分に有権者に周知させるということがまず第一であらうと思いますし、その後、在外における具体的な事務を的確に執行するよう、これは外務省、在外公館等の全面的な御協力を要いたします。また、私ども国内にあっては都道府県議会と一体となつて審議會等の選舉監視委員会といたしまして、お手伝いをいたさる所存であります。

正な執行をしてまいり、このような所存でござります。

○高橋令則君 ありがとうございました。
実は、今委員長からお話をあつた後段は、私は別な質問でと思つておつたんですが、第六条の古はまた改めて伺いたかったわけですが、けれどもまとめておつしやつたのですから結構でござります。いずれも重要な仕事でござりますので、皆様委員長は大変なベテランの方でいらっしゃいますので、適切な選管ができますように御指導、そしてまた管理をしていただきたいというふうに要望申上げます。
わざわざおいでをいただきましてありがとうございます。

次に、部長にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、今まで各委員からお話をあったわけですが、例の小選挙区を早く実施するのは、聞いているとなかなか近いようで遠いように見えるわけですね。いずれ問題を整理して、そして具体的にやつていかないと、当面は比例で大変だということはわかりますけれども、そうはいつてももう全体的には本当は一緒にいた方がいいわけですから。
したがって、そういう意味で小選挙区 자체もやるということについて具体的な検討というんですか、問題とかそういうものの整理ももう少しすべきではないのか、しておかなければならないのではないかと私は思っているんですが、少し踏み込んだそういう問題点についておっしゃってください。
○政府委員(牧之内隆久君) 当分の間比例代表選挙に限つて実施をしますということの理由につきましては、大臣からおられるこれまでにお話を申し上げているところでございますが、何せ初めての制度でございますので、対象者が五十六万人おられますから、どの地域でどの程度の人がまず登録をされるのか、これも全く予想もつかないような状況なわけでございます。
また実際に、じや登録をされた方がこの仕組みの中で具体的な投票行動というのをどの程度起こしていくだけなのか、これもまたわからないわけでございます。さらには、投票をされる方あるいはされなかつた方がどの程度当該選挙についての情報を把握され、あるいはその把握がどのような手段によって行われたのか、これも実際に登録をされた方、あるいは投票された方されなかつた方、それについて実態を見ないとわからないということでございます。
したがいまして、大臣から御答弁を申し上げておりますように、「当分の間」というのはいつ終わるんだ、いつ踏み切れるんだということについてはなかなか明確な時期というのを申し上げにくいけれどございます。ただ、国会の御意思として

次に、部長にちょっとお尋ねをしたいんですねけれども、今まで各委員からお話をあつたわけですが、例の小選挙区を早く実施するのは、聞いているとなかなか近いようで遠いように見えるわけですね。いずれ問題を整理して、そして具体的にやつていかないと、当面は比例で大変だということはわかりますけれども、そうはいつてももう全体的には本当は一緒にいた方ができればいいわけですから。

したがつて、そういう意味で小選挙区 자체もやるということについて具体的な検討というんですか、問題とかそういうものの整理ももう少しすべきではないのか、しておかなければならぬのではないかと私は思つてゐるんですが、少し踏み込んだそういう問題点についておつしやつてください。

○政府委員(牧之内隆久君) 当分の間比例代表選挙に限つて実施をしますということの理由につきましては、大臣かられるるこれまでもお話を申し上げているところでございますが、何せ初めての制度でござりますので、対象者が五十六万人おられますのが、どの地域でどの程度の人がます登録をされるのか、これも全く予想もつかないような状況なわけでござります。

また実際に、じや登録をされた方がこの仕組み

の附帯決議も衆議院ではいただいておりますし、またこの参議院でもたびたび各先生方からその御指摘をいただいているところでござりますので、私どももその意に沿うように、具体化するにはどういうことを検討していくべきか、これはこれまでからの諸準備を進めます中でいろいろと詰めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋令則君 それはちょっと困った話だなと思つて聞いているんですが、それはなぜかといいますと、私がお聞きしたいのは、やつてみないと全体的な案はつくったことがあるんです。したがつて、それから見て全くわからないというの経過があるわけです。そして今、有働委員からもお話をございましたけれども、五十九年ですか、選り事務的に、事務的というものは失礼ですかね、選挙区実施のためのいわゆる方策というんですか、そういうものについてもう少し私は部長から素案的な、あるいはこういうふうなことを我々はやらなきやいかぬと思ってるという程度のことは聞きたいんですけど、いかがですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 部長からはなかなか答えにくいと思いますが、私はから答えます。

問題は国会の仕組み、政府との関係、御理解のとおりでございまして、各党間の論議を私どもが飛び越えて政府から法案を提出いたしましても、法案の成立は見通しが立たないわけでござります。したがつて、与党はもとよりでござりますが、与野党を含めた話し合いをさせていただきまして、その是非、その議論をしていただくわけですが、ございますが、当然各党間の論議を待った上で法案というものを、政府は十分御意向を承つた上で対応しなければならない。

今回はそのような意味で、在外邦人の方々に第一步の投票権の行使をしていただく。ただ、五十万とも言われる人たちがどれくらい選挙人として登録をしていただくのか、投票率がどうなるのか、在外公館の選舉事務がどうなのか、これは一

回見させていただきたい。
そして、その上で何回やるかというところまで
は私どもは目途を申し上げる段階ではございませ
んけれども、私はそんなんに十年も二十年もという
ようなことにはならない。これは「可及的速やか
に」という附帯決議を衆議院でいただいておるわ
けでござりますからこれを重く受けとめた上
で、この比例選挙の経験を踏まえる中で研究、検
討は十分させていただきて、対応できるような体
制というものはつくつておかなければならぬ、
このように考えておるわけでございまして、御理
解をいただきたい。
まずは比例選挙からひとつ第一歩を踏み出させ
ていただきたい、心からお願ひを申し上げる次第
であります。
○高橋令則君　案そのものには賛成しております
から、別にそれは大臣とそんなんに違うわけではありませんが、ただ、海外の皆さんには非常に要望が
強いわけです。そして、この法律だけでは、「当
分の間」といつてもあれですよ、起債の問題と
同じように、これはだれも、「当分の間」という
のはもう永久かというふうな議論もあるわけでし
て、もう少し日が見えるように、そういう努力が
必要ではないかということから申し上げたわけで
ござります。
今度はちょっと別な角度でござりますけれど
も、外務省にひとつお尋ねをしたいんですが、今
回の制度で外務省の役割というのは非常に私は大
きいのではないかと思うんです。外務省の仕事の
うちで、かなり私は大事なことではないかと思う
んです。今までの考え方ではなくてもう少し踏み
込んだ仕事として取り組んでいただきたいと思う
んですが、そういう前提として外務省自体、今度
の制度についてどういうふうな基本的なスタンス
をしているのか、大臣から聞いてみたいぐらいな
んですけれども、部長からきちんとと言つてください。
○説明員（内藤昌平君）　外務省としましては、在
外選挙制度は海外の在留邦人にとって選挙権を行

使する機会を保障するという観点から重要な点かが要なものと認識しております。御審議いただいて、この法案を御承認いただき、これが実施されることがなければ、この意味で大きな前進であると認識しております。在外選挙の執行管理に当たつて在外公館は重要な業務を担うわけであります。その業務の円滑な実施を確保しつつ、体制の整備を初めとして遗漏なきを期してまいりたいと考えております。

○高橋令則君 これも全体的な話ですけれども、今の選挙制度の基本というのは、職権的というんですか、職権主義だと思うんです。できるだけ役所で整備をしていく、その方が正しいというふうなやり方で職権主義ということに大体なっているんじゃないかなと思います。

○高橋令則君 それから、これはちょっと違うんじゃないかなと思います。

ただ、御指摘の点につきましては、今後この運用の実態等を踏まえます中で、取り入れられるものは取り入れ、制度の改善を図ることはやぶさかじやないというふうに考えているところでございます。

○高橋令則君 それから、これはちょっと違うんですけども、大臣からもお話をございましたけれども、洋上投票制度の話がございました。資料を見たらシールドファックスというんですか、実験ではなかなかいいことをやっているんじゃないかなというふうにも見たんですけども、一方では

船長の管轄下にあるとか、いろんなことで問題がないわけではないというふうなことを感じております。

○高橋令則君 したがって、これらについての見通しから、あるいは当面検討しなければならない問題といふふうなものがいれば、これは部長、いかがですか。

○政府委員(牧之内隆久君) 船員の方々には現行制度のものでは特別な不在者投票の制度が設けられているんですが、特に長期間の航路に乗つておられる方は投票用紙を送れないということで、現実問題として投票権の行使ができるないという問題があるわけでござります。要するに、寄港地に寄つて郵便ボストンに入れるということができない。ということになりますと、それ以外の投票用紙の送付方法というものを考えないと対応できませんので、申請登録主義という仕組みをとらざるを得ないわけでござります。そういう仕組みをとれば、自分は投票したいという意識の高い方が登録をされるんだから、そういう方々は選挙情報だってみずから求めるだろう。そして、その手段は幾らでもあるではないかという御指摘が午前中からございました。

○政府委員(牧之内隆久君) 海外におきましては、住民基本台帳制度のようなものがございませんので、申請登録主義という仕組みをとらざるを得ないわけでござります。そういう仕組みをとれば、自分が守れないからシールドファックスというものを洋上投票実現の会の皆様方が実験をされたというふうにございました。

○高橋令則君 それから、これは朝日委員も言われたんですけども、私も基本的な考え方のその基本を少し考えないと、今の制度を頭に置いてやつてたのではなかなか難しいのではないか、そういう認識をしているんですが、部長はどうですか。

○政府委員(牧之内隆久君) 船員の方々には現行制度のものでは特別な不在者投票の制度が設けられているんですが、特に長期間の航路に乗つておられる方は投票用紙を送れないということで、現実問題として投票権の行使ができるないという問題があるわけでござります。要するに、寄港地に寄つて郵便ボストンに入れるということができない。ということになりますと、それ以外の投票用紙の送付方法というものを考えないと対応できませんので、申請登録主義という仕組みをとらざるを得ないわけでござります。そういう仕組みをとれば、自分が守れないからシールドファックスというものを洋上投票実現の会の皆様方が実験をされたというふうにございました。

○高橋令則君 それから、これは朝日委員も言われたんですけども、私も基本的な考え方のその基準についておられますが、

○政府委員(牧之内隆久君) ちょっと答弁を修正させていただきますが、今回御提案を申し上げております公選法の改正の附則の中で執行基準法の一部改正を含ませていただいておりまして、新たに在外選挙特別経費というものを創設することにござります。

○説明員(内藤昌平君) 先生御指摘のとおり、外務省なかなか在外公館にとつても重要な業務でございます。かつ、この業務は全く新たな追加的な業務でございますので、いろいろな人員及び予算面の追加的な努力が必要かと思っておりました。今後とも関係各方面の御理解をいただきたいと思います。

○高橋令則君 何か資料を見ておりますと、事実上投票できない率が非常に高いわけです。したがって、今のような問題点はわかりましたが、何らかの形で要望に沿えるよう、なお検討をしていただきたいというふうに思います。

○説明員(内藤昌平君) 最後に一つ、これはちょっと私は申し上げなかつたんですけども、この制度を実現するためには適切な財政措置が必要だと思うんです。特に、私も今までやつてきた一人ですけれども、地方団体に対する手当で、一般的にあれば委託費でしたか、どんと来るんですが、これは地方に対する頭割りになつてゐるんです。今回は外務省とか中央選管とか、国自体もある程度やらざるを得ないものが相当出てくるのかなどいうふうなことも何となく漠然と私は思つてゐるんですが、そういう認識をしておられるんですか。

○政府委員(牧之内隆久君) 改革クラブの岩瀬でございます。本法案は、いろんな経過はあるにしても前進でありますことは間違いないわけで、そういう点では喜ぶべきことであろうというふうに思うわけでございませんが、朝方来、松村委員を初め各委員からいろいろ指摘がありましたが、いろいろな点で在外選挙ということで問題があるようございまして、私もダブルの点があろうかと思いますが、できるだけそういう点を省きながら質問させていただきたいというふうに思うわけでございます。

○説明員(内藤昌平君) 一つは、対象とする選挙、これはやはり何回かに今考えておられますか。

○政府委員(牧之内隆久君) この在外選挙制度は、いわゆる国政選挙についての制度でございまして、国政選挙につきましては都道府県の選管委員会に委託をしさらに市町村が実働部隊として働くということございまして、すべて公共団体の執行経費は国費で委託費として措置をすると

ましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定めるということになつておりますので、今回の制度が実現をいたしましたら、その基準法の方の手当てをし、公共団体にこれによる過重な負担が生じないように適切に対応したいというふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) 先生御指摘のとおり、外務省なかなか在外公館にとつても重要な業務でございます。かつ、この業務は全く新たな追加的な業務でござりますので、いろいろな人員及び予算面の追加的な努力が必要かと思っておりました。今後とも関係各方面の御理解をいただきたいと思います。

○説明員(内藤昌平君) ちょっと答弁を修正させていただきますが、今回御提案を申し上げております公選法の改正の附則の中で執行基準法の一部改正を含ませていただいておりまして、新たに在外選挙特別経費というものを創設することにござります。

○説明員(内藤昌平君) まだ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性というものを考えますと、現在御提案をしているような

制度ができるております。この選挙制度の物の考え方につきましては、私はもういやそつとつきませんが、ただ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性という

ことを考えております。そこで、その基準につきましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定めるということになつておりますので、今回の制度が実現をいたしましたら、その基準法の方の手当てをし、公共団体にこれによる過重な負担が生じないように適切に対応したいというふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) まだ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性という

ことを考えております。そこで、その基準につきましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定めるということになつておりますので、今回の制度が実現をいたしましたら、その基準法の方の手当てをし、公共団体にこれによる過重な負担が生じないように適切に対応したいというふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) まだ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性という

ことを考えております。そこで、その基準につきましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定めるということになつておりますので、今回の制度が実現をいたしましたら、その基準法の方の手当てをし、公共団体にこれによる過重な負担が生じないように適切に対応したいというふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) まだ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性という

ことを考えております。そこで、その基準につきましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定めるということになつておりますので、今回の制度が実現をいたしましたら、その基準法の方の手当てをし、公共団体にこれによる過重な負担が生じないように適切に対応したいというふうに考えております。

○説明員(内藤昌平君) まだ、公平公正を旨として現在の選挙制度が確保されませんが、現行制度とのいろいろな整合性という

ことを考えております。そこで、その基準につきましては、執行経費基準法というもので具体的な値等を定める

がそのときのことから今思つてみますと、比例区選挙だけで選挙区選挙の方を外してという感じは持つておらなかつたようにそういう代表の方の話では思つてます。こういう方が海外でそういうネットワークをこしらえておるわけで、こういうお話をされたことがあるのかどうか、そういう点をお話ししてこの案ができるのかな、またお話をされたことがありますか、そういう点、部長の方からお話しいただきたいと思ひます。

○政府委員(牧之内隆久君) いわばこの問題の検討が再開をされた平成六年のころでございますが、国会の選挙制度改革の特別委員会の先生方だったと思いますが、もし間違つていまつたら後で修正いたしますが、ニュージーランド等を視察されまして在外邦人の方々との問題についてお話をされましたときに、せめて比例だけでもいいからまず一步踏み出させてほしいというようなお話をあつたといふうに私ども聞いておるところでございます。

また、私どもの方には、インターネット等を通じまして海外の有権者の方々からいろいろ我が省の取り組み状況とか実施時期についての要望あるいは御意見等が寄せられておりまして、それにつきましては私ども回答をし御理解をいたくよう努力をしているところでございます。

○岩瀬良三君 いろんな方の御意見があろうかと思います。私も今回手紙などいただいて、皆さん、これを分けることを余り前提に考えていないかたんじやないか。それから、前にそういう案が一回出されたこともあるというようなこともあります。私がおつたわけございます。

○岩瀬良三君 この問題はこれでやめますけれども、そういうことを実施するための利用です

ね、そういうことをお考えになつてはいるのかどうか、ひとつ具体的に、いろんな広報、周知、こういうものが問題だということであればまた絶好の機会じゃないかというふうにも思うわけですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(上杉光弘君) もう繰り返し申し上げておりますように、各党いろいろな御議論をされてきたわけございます。

当然おっしゃるようすに今回の選挙は、今後の対応として参考にすべきことがあるとされまして比例区選挙からという御意向等がほぼ私は固まっておろうかと思うわけでございます。その上でこの法案についてどうするか、自治省は各党の御意向というものを十分受けとめた上で対応をしてきたわけございます。

ただ問題は、そういうことを実施するのが非常に困難だという点であろうかと思うわけで、そういう意味で、手続きは今大臣からお話しの周知の期間、こういういろんな制約、こういうものについて技術的と申しましようか、そういう方法、手段でもつて問題があるわけなんです。そういうことであるならば、それぞれの選挙の行われる期間を効率的に活用していただけてその間にそういうものをできるだけ克服していただければ、こんな気持ちで申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、これはお答えいただこうと

なれば、これは十分参考にしなければならない。ただ、委員に御理解いただきたいのは、私は国内と同じ選挙は、政党のこともございますが候補者個人名を記載して投票する制度でございますから、個人名を記載し投票するための氏名でありますとか、名前を載せておるわけですから、個人所属しておる政党でありますとか、こういうものも御意見等が寄せられておりまして、それにつきましては私どもも回答をし御理解をいたくよう努めているところでございます。

○岩瀬良三君 いろいろな方の御意見があろうかと思います。私も今回手紙などいただいて、皆さんが周知をされなければならない。私は国内と同じようにと申し上げておりますが、諸外国のマスメディアの運営もあり事情も違うわけですから、そなへ申しあげましても国内と同じようになるなどということは大変難しいことであろう、しかし限りと存じます。これはもう結構でございます。

引き続いてもう一つ、在外投票の点についてお聞きしたいというふうに思うわけでございます。

これ、今外務省の方からも先ほど来高橋先生の質問でお答えがありました。大事な問題として

取り組んでいただけるということのようございました。

私は、私ども在外公館のことについて、お邪魔したりなんかしていませんけれども、余り詳しくない

わけなんですが、今度の法律を見ますと、登録するときには在外公館、領事官を経由し

て市町村の選挙管理委員会へ、経由機関。ところ

が、今度は投票をする段になると、在外公館が投

票所になつてその長がその管理人みたいになる

わけです。今度は主的なことをやるわけでござります。

○政府委員(牧之内隆久君) 今回の在外選挙制度

におきましては、在外選挙人名簿への登録申請を

受け付けまして、そして意見を付して市町村の選

挙管理委員会に送付するというような事務を領事

官が受け持ちます。また、具体的な選挙になります

と、投票記載場所を設けて、そして行わされました

投票用紙を市町村選管に送付するというのを在外

公館の長が行うということになります。

しかし、今回選挙をいたしますについては、経験は将来にわたる知恵でもございますから、経験

だけ、こういうふうなことでいろいろ面倒な点もある

ことを踏まえて今後の対応は十分しなければならない

と考えております。

○岩瀬良三君 この問題はこれでやめますけれども、何といつても人員が必要になりますし、

その人員のトレーニング、これを事前に行わなければなりません。さらに、場合によっては在外公館そのものも若干投票所に変わらなければなりません。

まず、何といつても負担になるという覚悟をしておられます。

○説明員(内閣官房) 私どもにとりましても、

作業量からいきまして在外公館にとつてなかなか

の負担になるという覚悟をしております。

まず、何といつても人員が必要になりますし、

その人員のトレーニング、これを事前に行わなければなりません。さらに、場合によっては在外公

館そのものも若干投票所に変わらなければなりません。

まず、何といつても負担になるという覚悟をしておられます。

○説明員(内閣官房) 何といつても負担になる

ことはあります。しかし、何といつても負担になら

ります。

まず、何といつても負担になるという覚悟をしておられ

ます。

ざいます。

○岩瀬良三君 そうしますと、在外公館の長がその責任を負うということになりますと、これはまた大変なことであろうかと思います。

先ほど外務省の部長からお話をありましたけれども、外務省の方も人的要素の面、それから施設の面、まだそういう形にはなっておらないんだらうというふうに思つわけでございます。例えば、そういうことはないと思うんですけれども、投票をしたんだけれどもそれに伴うトラブルがもし生じた場合、その争いの対象は在外公館の長が受けているようなことになつていいくんでしょう。

○政府委員(牧之内隆久君) 選挙の争訟につきましては、当選無効あるいは選挙無効の争訟の手続が定められておりますが、これは相手方となりますのは市町村選舉管理委員会でございまして、在外公館の長や領事官がその被告になるということはないということでございます。

○岩瀬良三君 具体的なケースではいろいろ出てくるのかとは思いますけれども、我々も外国で行われる選挙ですから、そんなんに国内と同様のきつさとか正確さというのは求めておらないわけですが、そういう点、外務省の方にもひとつ十分よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それから、在外公館における投票が著しく困難であるものとして政令で定める範囲というのがありますけれども、これは自治省の方が定めるんでしようか、領事官の方が定めるんでしようか。また、その政令で定める範囲についてはまだ決まっておらないと思うんですが、どの辺のところを考えておられるんでしようか。

○政府委員(牧之内隆久君) 政令で定めます範囲につきましては、自治省、外務省で協議をして定めたいたいと思っております。その具体的な範囲につきましては、先ほど外務省からお話をありましたように、在留邦人の数が多くて在外公館投票が困難な区域、それから治安上問題が懸念される地域、それから在外公館から遠隔地で投票が困難と思われる地域、こういうところがその類型になりますが、具体的な線引きにつきましてはこれから両省で十分協議をいたしまして、できるだけ有権者の利便に資すようにといふふうに思つわけでございます。

省からお話をありましたように、在留邦人の数が多くて在外公館投票が困難な区域、それから治安上問題が懸念される地域、それから在外公館から遠隔地で投票が困難と思われる地域、こういうと

ういう大臣等の御答弁を踏まえまして結論を得てまいりたいというふうに考えております。

○岩瀬良三君 これからそういう線引きをされるということでござりますので、ちょっとと一点だけお聞きしたいのは、この前、参考人がおいでになつて、ロサンゼルスの中にいる人は片道でも三百キロくらいあるよと、こういうことを言っておられたんですね。三百キロも、来て来れない範囲ではないと思うんですけれども、そこら辺は考え方の基本としてどちら辺まで、在外公館でやるのが主なんだよということになるとかなり広くなつちゃうんですけども、そこら辺の考え方はどうでございましょうか。

○政府委員(牧之内隆久君) 政府案を提出いたしました段階におきましては、公館投票が原則で郵便投票は例外であるという考え方のもとに、その政令の範囲につきましても政府としての考え方を御答弁したところでございますが、衆議院の審議の過程におきまして、遠隔地についても含めるべきだということが附帯決議で付されました。そういう国会の御意思を踏まえまして私ども対応しなければならないと考えております。それがならないと考へたとしても、物の考え方としては公館投票が原則という考え方の方を多くして郵便投票を少なくするんだというふうに拘泥する必要はないだろうというふうに思つております。

じゃ、具体的な割合はどうなるのかということでおきますが、遠隔地を含めないという当初の政府案の考え方の段階におきましては、百七十五公館のうち百二十公館ぐらいは公館投票で、それをおいて有権者数に直すと逆に六五%が郵便投票で公館投票が三五%というような話を外務省さんとはし

郵便投票の方をできるだけ主体にするような考え方にしていかないといけないのではないか、そういう考え方を持つておったからでございます。

在外公館での投票というのは、公正・確実といふ点ではもうそりあるわけでございますけれども、ただ外国の広い地域ということから考えて、制度をやる以上できるだけ多くの方に参加してい

ただくことが必要なんだろうという立場に立ちますと、これは郵送をかなり入れないといけないんじゃない。そういうことで今度の案も併用といふことで進められてきておつて、そういう点では非常によろしいと思いますけれども、郵便、郵送での範囲というものの割合、考え方の割合といふものをもっと広げてもいいんじゃないか。言うならば、そちらの方が主で在外公館での投票が従というふうな考え方を持つてもいいんじゃないかと思ふ。ただ在外にお住まいになっておられたんですね。三百キロも、来て来れない範囲ではないと思うんですけれども、そこら辺は考え方の基本としてどちら辺まで、在外公館でやるのが主なんだよということになるとかなり広くなつてしまつたんです。三百キロも、来て来れない範囲ではないと思うわけでございます。

○岩瀬良三君 これまでの投票が従というふうな考え方を持つてもいいんじゃないか。言うならば、そちらの方が主で在外公館での投票が従というふうな考え方を持つてもいいんじゃないかと思ふ。ただ在外にお住まいになっておられたんですね。三百キロも、来て来れない範囲ではないと思うわけでございます。

○政府委員(牧之内隆久君) 在外公館投票でございましたと、本人が公館に出向きました、また投票立会人の立ち会いのもと投票してもらうというふうでございますので、公正という意味では郵便投票よりもすぐれたものがあるというふうに考えております。また、郵便投票につきましては、我が国にはいろいろなこれまでの歴史と申しますか経験もあります。そういうことから、公館投票を原則にするという考え方は改めるつもりはございませんが、ただ、有権者の利便性ということから郵便投票区域というものを、あくまでも公館投票の方を多くして郵便投票を少なくするんだという考え方方に拘泥する必要はないだろうというふうに思つております。

じゃ、具体的な割合はどうなるのかということでおきますが、遠隔地を含めないという当初の政府案の考え方の段階におきましては、百七十五公館のうち百二十公館ぐらいは公館投票で、それをおいて有権者数に直すと逆に六五%が郵便投票で公館投票が三五%というような話を外務省さんとはしましておきますが、遠隔地を含めないというふうに思つております。

いたところでございますが、この遠隔地も郵便投票区域に含めるんだといふような話になつてまいりましたので、そちらはまた具体的な線引きの段階で異動があり得るものというふうに思つてゐるところでございます。

○岩瀬良三君 これで終わりにいたしたいと存じます。それからもう一つ、選挙公報なんですけれども、皆さん方の御意見聞いていますと、選挙公報はちょっと無理だろうというふうな答弁であるわけでございます。ただ在外にお住まいになつて、この間参考人でおいでいただいたように、ニュースも日本と同時にいる方もいると思うまでも、どうでない方も先ほど来のお話であるわけでございますので、何らかの広報的なもの、またニユースも日本と同時にいる方もあると思うまでも、在外公館の方に何か質問があるわけだと思いますので、何らかの広報的なもの、またニュースも日本と同時にいる方もあると思うまでも、在外公館の方に何か質問があるわけだと思いますけれども、在外公館の方に何か質問があつたときに答えられる資料、こういうものを用意しておくる必要があるんではないかというふうに思つておられますけれども、この周知の点でひとつお答えいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

そういう物理的な時間が短いということであるなら、できるだけそれ以前に何かを用意しておこうなどということが必要じゃないか、何もしなくていいということが必要じゃないか、なんだとこのことについてもちょっとといかないんじやないですか、そんなふうに思うわけでございます。また、パンフレット等の広報資料をつくりましてこれを在外公館の方にお送りをし、また日本人会等を通じながらそれを活用していただくというふうに思つてます。また実際に公館の職員の皆さんはこの仕事をいろいろしていただくわけですが、どのようにこの仕事をいろいろしていただくわけでございますので、パンフレット等の広報資料をつくりましてこれを在外公館の方にお送りをし、また日本人会等を通じながらそれを活用していただくというふうに思つてます。

○政府委員(牧之内隆久君) 制度が実現をいたしましたら、その制度の内容につきまして海外居住者の方々に知つていただくことが重要でございますので、パンフレット等の広報資料をつくりましてこれを在外公館の方にお送りをし、また日本人会等を通じながらそれを活用していただくというふうに思つてます。また実際に公館の職員の皆さんはこの仕事をいろいろしていただくわけですが、どのようにこの仕事をいろいろしていただくわけでございますので、パンフレット等の広報資料をつくりましてこれを在外公館の方にお送りをし、また日本人会等を通じながらそれを活用していただくというふうに思つてます。

いうふうに考えております。もちろん、そういうことで制度あるいは現在の選挙の状況等につきましては、有権者の方々から御照会があれば、それにできるだけ対応できるような体制というものを外務省とも協議をしながらつくりまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○岩瀬良三君 終わります。

○委員長(裏科満治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(裏科満治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、下稻葉耕吉君及び国井正幸君が委員を辞任され、その補欠として岩井國臣君及び太田豊秋君が選任されました。

○委員長(裏科満治君) これより討論に入ります。一、別に御意見もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(裏科満治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

朝日君から発言を求められておりますので、これをお許します。朝日後弘君。

○朝日後弘君 私は、ただいま可決されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・新緑風会・公明・社会民主党・護憲連合・日本共産党・自由党・改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

国政選挙の投票機会を保障する在外選挙制度を創設するに当たり、その適切かつ実効ある執行を確保する観点から、政府は、左記の事項について善処すべきである。

一、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙については、本法による在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに在外投票の対象とする措置を講ずるものとすること。

二、郵便投票を行うことができる区域等について、政令を制定するに当たっては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権行使することがができるよう、所要の措置を講ずること。

三、在外選挙人名簿への登録の手続、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選挙人その他の関係者に周知させるよう、適切な措置を講ずること。また、國政選挙の執行に際しては、当該選挙が行われる旨の周知を図るとともに、名簿届出政党等及び候補者等に関する情報の提供に努めるものとすること。

○委員長(裏科満治君) 次に、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

○國務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めねば、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方自治法の一部改正に関する事項であります。

まず、都と特別区との役割分担の原則に関する規定として、都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設けることとしております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、地方財政法の一部改正に関する事項としております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設けることとしております。

次に、地方税法の一部改正に関する事項として、都はゴルフ場所在の特別区に対してもゴルフ場

を認められておりますので、この際、これを許します。上杉自治大臣。

○國務大臣(上杉光弘君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましてもその趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(裏科満治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(裏科満治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(裏科満治君) 次に、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

○國務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めねば、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方自治法の一部改正に関する事項であります。

まず、都と特別区との役割分担の原則に関する規定として、都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設けることとしております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、地方財政法の一部改正に関する事項としております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設けることとしております。

次に、地方税法の一部改正に関する事項として、都はゴルフ場所在の特別区に対してもゴルフ場

特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて都が一体的に処理する必要のある事務を処理するものとし、特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に、市町村が処理するものとされている事務を処理するものとすることとしております。

次に、特別区の廃置分合または境界変更に関する事項として、その手続について一般の市町村の廃置分合または境界変更に準じた取り扱いをすることがあります。

また、特別区における事務の処理に関する事項として、都知事は、主として特別区の区域内に関する事務について、都の規則により、特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定を設けることとしております。

また、条例で特別区の事務について特別区相互通の間の調整上必要な規定を設けることができる事務について、都の規則により、特別区の区長に委任して管理し及び執行させることとしております。

さらに、特別区財政調整交付金に関する事項として、都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の一定割合を特別区財政調整交付金として交付するものとします。

さて、都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の一定割合を

特別区財政調整交付金として交付するものとします。

まず、地方財政法の一部改正に関する事項としております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、年度間の財政調整のために積み立て等を要する一般財源の範囲に特別区財政調整交付金を加え

るものとするほか、特別区の起債制限に係る都の運動を緩和するための改正を行うこととしております。

次に、地方税法の一部改正に関する事項とし

利用税交付金を交付するものとすること、及び鉱泉浴場所在の特別区は入湯税を課するものとすること、ほか、特別区が法定外普通税の新設及び変更について都の同意を得なければならないものとする規定を削除することとしております。

さらに、都から特別区への事務の移譲に関する関係法律の一部改正に関する事項として、都から特別区への事務の移譲に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律などの関係法律について、所要の改正を行うこととしております。

最後に、地方自治法別表の規定の改正等所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が地方自治法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に」を「特別区について」に改め、同項に項番号を付する。

3 第一項の規定は、特別区の委員会又は委員会について準用する。

（都と特別区及び特別区相互の間の調整）

第二百八十二条の三 第四項及び第五項を削り、同条を第二百八十二条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

（都と特別区との役割分担の原則）

第二百八十三条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第六項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第四項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第一条第四項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当り、同条第三項を次のように改める。

（特別の定）

第一項中「基づく」を「基づく」に、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第二項に項目番号を付し、同条第三項を次のように改める。

たつでは、相互に競合しないようにならなければならぬ。

(特別区の廃置分合又は境界変更)

第三百八十二条の三 第七条の規定は、特別区についても、適用しない。

第二百八十二条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項の場合において材産逃亡を必要とする

3 2 前項の規定により特別区の廢置分合をしようとするときは、都知事は、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、自治大臣がこれを定める。

るときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

い。
第項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第一項又は第二項の規定による处分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならぬ。

9 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廢置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項

及び前項の申請又は協議であるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通地方公共団体」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を

受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

11 第二項及び第四項から第七項までの規定
は其の者等の議会の議員を経てこれを行ふことを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第一項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」と

あるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係特別区とあるのは「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第十項の申請又は第十一項による申請」とある。

項において準用する前項の協議」と一関係のある普通地方公共団体とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を

受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と

別表第一第二号中「十五の二十九を「十五の三十一」とし、「十五の二十八を「十五の三十」とし、「十五の二十七を「十五の二十九」とし、「十五の二十六を「十五の二十七」とし、その次に次のように加える。

「十五の二十八」 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二級河川の指定及び管理等に関して意見を述べること。

別表第二第二号中「十五の二十五を「十五の二十六」とし、「十五の二十四を「十五の二十五」とし、「十五の二十三」を「十五の二十四」とし、「十五の二十二」を「十五の二十三」とし、「十五の二十一」を「十五の二十二」とし、「十五の二十」を「十五の二十一」とし、「十五の十九」を「十五の二十」とし、「十五の十八」を「十五の十九」とし、「十五の十七」を「十五の十八」とし、「十五の十六」を「十五の十七」とし、「十五の十五」を「十五の十六」とし、「十五の十四」を「十五の十五」とし、「十五の十三」を「十五の十四」とし、「十五の十二」を「十五の十三」とし、「十五の十一」を「十五の十二」とし、「十五の十」を「十五の十一」とし、「十五の九」を「十五の十」とし、「十五の八」を「十五の九」とし、「十五の七」を「十五の八」とし、「十五の六」を「十五の七」とし、「十五の五」を「十五の六」とし、「十五の四」を「十五の五」とし、「十五の三」を「十五の四」とし、「十五の二」の次に次のように加える。

「十五の三」 全国新幹線鉄道整備法の定めるところにより、日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用のうち都道府県が負担すべき負担金の一部を負担し、及び負担すべき金額について意見を述べること。

別表第二第二号「十六の十五」の次に次のように加える。

「十六の十六」 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、延焼等危険建築物に関する居住安定計画の認定に関する事務を行い、認定所有者から認定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況について報告を求め、並びに認定居住安定計画に従つて認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずる等の事務を行い、並びに防災街区整備推進機構の指定に関する事務を行い、防災街区整備推進機構から必要な報告を求め、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命すること。

「十六の十七」 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務の定めるところにより、防

を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替えの状況について報告を求め、及び認定建替計画に従つて建築物の建替えを行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第三第一号五十九の六中「統括者」の下に「、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者」を加え、「これらの者等」を「これらの者」に改め、「させる」の下に「等の事務を行う」を加え、同号中「七十六及び七十六の二」を削り、七十七を七十六とし、七十八を七十七とし、七十八の二を七十九とし、同号八十六中「基く」を「基づく」に、「まん延」を「まん延」に、「附着」を「付着」に、「及び」を「、都道府県防除実施基準を作成し、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、並びに樹種転換促進指針及び地区防除指針を作成する等の事務を行い、市町村が定める地区実施計画について協議し、並びに「に」に改め、同号八十九の八を削り、同号九十三の七中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中九十七の十を削り、九十七の十一を九十七の十とし、九十七の十二を九十七の十一とし、九十七の十三を九十七の十二とし、同号九十七の十四中「行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべきことを命じ、商工組合又は商工組合連合会と中小企業者以外の者との間で締結する特殊契約の協議がどとのわないときのあつせん又は調停に関する事務を行ない」を「行い」に改め、同号中九十七の十四を九十七の十三とし、同号百十中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行い、並びに樹林帶区域の指定等について協議する」に改め、同号中百十六の四を百十六の五とし、百十六の三の次に次のように加える。

「百十六の四」 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

別表第四第一号十三中「(都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。)」を削る。

別表第三第二号四中「(都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。)」を削る。

号)の一部を次のように改正する。

第三条中「から第十六条まで」を、「第十四条及び第十六条」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除
第十条中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十一条 削除
(大気汚染防止法の一部改正)

第十二条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改める。

第三十一条第一項中「定める市」の下に「特別区を含む。次項において同じ。」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十三条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改める。

第十四条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第八十七条の二の見出しへ「(都等の特例)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都知事は、第八十六条第一項の規定にかかわらず、同項の事務を特別区の区長に委任することは、都」を削る。

(都市計画法の一部改正)

第十九条 削除
(浄化槽法の一部改正)

第二十条 水道原水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改める。

第十五条 削除
(水質汚濁防止法の一部改正)

第十六条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改める。

第二十八条第一項中「定める市」の下に「特別区を含む。次項において同じ。」を加える。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改める。

第十四条中「市の長」の下に「政令で定める特

別区の区長を含むものとし、「市町村長」の下に「とする。」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改める。

附則第十四条を削る。

(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の一部を次のように改める。

第二条中「特別区の存する区域にあっては、都知事」及び「特別区の存する区域にあっては、都」を削る。

(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の一部を次のように改める。

第二条中「特別区の存する区域にあっては、二号」の一部を次のように改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十二条 削除
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号〔二〕の二の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く)並びに附則第七条(旧東京都制の効力)

第三条の規定による改正後の地方税法の規定

中入湯税に関する部分は、施行日以後における入湯に対しても課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対しても課する入湯税については、なお従前の例による。

第三施行日前に行われた地方税法第四百六十五条の規定による。

第二 第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定

中入湯税に関する部分は、施行日以後における入湯に対しても課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対しても課する入湯税については、なお従前の例による。

第三 施行日前に行われた地方税法第四百六十五条の規定による。

第二 第二条この法律は、同条第二項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対する課する特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第三 施行日前に行われた地方税法第四百六十五条の規定による。

関する法律の一部改正)

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

第二十二条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

第四条 第三条の規定による改正後の地方財政法の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

第六条 都が施行日前に行つた第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処

る。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の地方財政法の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

第六条 都が施行日前に行つた第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処

理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定により読み替えて適用される同法第九条の第三項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行日以後に特別区に譲渡した場合についての第十一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)
第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに從事している都の職員の特別区への引継ぎに関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第二百六十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条规定の事項中「第七条第六項(市町村の設置の告示)」とあるのは、「第二百八十二条の四第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とする。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、船員の洋上投票実現に関する請願(第一二四〇号)(第一二五二号)

第一二四〇号 平成十年四月八日受理

船員の洋上投票実現に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町生田五、〇〇

四ノ一 金井浩正

紹介議員 村沢 牧君

洋上で働く船員は一般の不在者投票のほか指定船舶や指定港における不在者投票が認められないが、停泊時間の極端な短縮により上陸もままならなくなつたこと、長期間無寄港により外地からの投票用紙の郵送ができないこと等から、取り分け長期航海中の船員が現行制度の下で選挙権行使することは困難な状況にある。このような船員に対しても選挙権行使の機会を確保することは、国民固有の権利を保障する上から必要なことであり、科学技術や通信手段の発達した今日、投票の秘密保持を図り洋上で投票することは技術的に可能である。

ついては、我が国の船員が洋上において選挙権を使用することができる方策について検討し、所要の措置を講ぜられたい。

第一二五二号 平成十年四月八日受理

船員の洋上投票実現に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

三、六〇六 小林千秀
紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

平成十年五月十一日印刷

平成十年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D